

令和6年度 移動等円滑化評価会議九州分科会

日 時：令和6年8月28日（水）14:00～16:00

開催場所：福岡合同庁舎新館 7階海技試験場（オンライン併用）

議事次第

1. 開会
2. 開会挨拶 九州運輸局 交通政策部長
3. 移動等円滑化の進展状況
 - ① 九州におけるバリアフリー化の状況と主な取組について【資料1】
 - ② 施設設置管理者等におけるバリアフリー化の取組について【資料2、資料3】
4. 情報共有・意見交換【資料4】
5. 閉会挨拶 九州地方整備局 企画部 企画調整官
6. 閉会

《配付資料》

〈Ⅰ 基本資料〉

議事次第

委員及び出席者名簿

〈Ⅱ 発表資料〉

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 資料1 | 九州におけるバリアフリー化の状況と主な取組について |
| 資料2 | 2023年度バリアフリー実績等の報告について（九州旅客鉄道(株)） |
| 資料3 | 駅におけるバリアフリーの取組みについて（西日本鉄道(株)） |
| 資料4 | 情報共有・意見交換・優良事例 発表テーマ一覧 |
| 資料4-1 | 身体障害者駐車施設に関する要望 |
| 資料4-2 | ソフト面／啓発活動について
ハード面／バリアフリー点検活動等について |
| 資料4-3 | 大分県官民協働合理的配慮研修について |
| 資料4-4 | 熊本県のバリアフリーデザインの50年の動向 |

令和6年度 移動等円滑化評価会議九州分科会 委員及び出席者名簿

【委員】

組 織	委員	備考	当日の出欠
バリアフリー プロモーター 兼有識者	九州大学大学院工学研究院	准教授 大枝 良直	随行動九州大学キャンパスライフ・健康支援センター 特任准教授 羽野 暁
	佐賀大学（勤務先 久留米リハビリテーション病院）	名誉教授 齊場 三十四	
	株式会社 愛佳	代表取締役 下釜 豊広	
	九州看護福祉大学	名誉教授 西島 衛治	
	大分大学 医学部	教授 池内 秀隆	
	特定非営利活動法人 障害者自立支援センターYAH!DOみやざき	理事 永山 昌彦	
	一般社団法人 日本福祉のまちづくり学会	九州沖縄副支部長 岩浦 厚信	
施設設置 管理者	九州旅客鉄道株式会社 総合企画本部経営企画部	交通・開発計画副課長 高橋 拓大	随行動 営業部企画課 副課長 西尾 裕介 営業部企画課 酒井 紘子 経営企画部 主査 後藤 淳
	西日本鉄道株式会社 自動車事業本部計画部	計画担当課長 中嶋 建太郎	代理 計画担当係長 富安 隆一
	九州鉄道協会	事務局長 岩城 章二	随行動 監理課長 木下 正輝
	九州バス協会	専務理事 中川原 達也	代理 事務局次長 河津 隆幸
	九州乗用自動車協会	専務理事 吉田 光義	
	一般社団法人 福岡県タクシー協会	専務理事 江隈 幸弘	
	九州旅客船協会連合会	専務理事 金平 成市	
	一般社団法人 日本ホテル協会九州支部	事務局長 厚地 研史郎	
	福岡国際空港株式会社 経営企画本部経営企画部経営企画課	課長 松浦 義郎	随行動 重森 佑介
福祉・ 障害者 団体	社会福祉法人 福岡県盲人協会	会長 松下 貴則	
	社会福祉法人 福岡県聴覚障害者協会	理事長 大澤 五恵	
	社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	常務理事 徳永 秀昭	
	公益財団法人 福岡県身体障害者福祉協会	理事長 高倉 寛視	
	公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会	会長 横山 利恵子	代理 事務局長 岩田 孝利
	公益社団法人 福岡県精神保健福祉会連合会	会長 檜橋 恭一	
	公益社団法人 福岡県老人クラブ連合会	会長 松榮 磐	
	福岡県脊髄損傷者連合会	会長 大里 恵	
	福岡県自閉症協会	会長 伊野 憲治	
	特定非営利活動法人 福岡・翼の会	理事長 小野 裕樹	
特定非営利活動法人 自立支援センターおおいた	理事長 後藤 秀和		
行政	福岡県福祉労働部障がい福祉課	課長 花田 恭介	代理 主任主事 高原 康子
	佐賀県地域交流部交通政策課	課長 黒木 隆浩	代理 副課長 大上 真哉
	長崎県福祉保健部福祉保健課	課長 安藝 雄一朗	代理 企画監 野田 希
	熊本県健康福祉部健康福祉政策課	課長 入田 秀喜	
	大分県企画振興部交通政策局地域交通・物流対策室	室長 田原 裕之	代理 主事 濱口 涼輔
	宮崎県福祉保健部障がい福祉課	課長 牧 浩一	
	鹿児島県総合政策部交通政策課	課長 鈴木 圭祐	代理 主事 水上 雄太
	福岡市福祉局生活福祉部地域福祉課	課長 久田 惣介	
	北九州市建築都市局都市交通政策課	課長 進藤 健治	代理 企画調査係長 岡崎 光夫
	熊本市都市建設局交通政策部移動円滑推進課	課長 徳田 隆宏	随行動 主査 土肥 桂子

【事務局等】

	組 織	出席者			備考
38	運輸局 整備局 航空局	九州運輸局交通政策部	部長	傳 勝博	
39		九州運輸局交通政策部	次長	鐘ヶ江 伸一	
40		九州運輸局観光部観光企画課	課長	西脇 考志	
41		九州運輸局鉄道部計画課	課長	井料 達己	
42		九州運輸局自動車交通部旅客第一課	課長	鶴田 忠輝	
43		九州運輸局自動車交通部旅客第二課	主査	是久 和保	
44		九州運輸局海事振興部旅客課	課長	岡本 知也	
45		九州運輸局海上安全環境部船舶検査官	船舶検査官	齋藤 篤志	
46		九州地方整備局企画部	企画調整官	宗 琢万	
47		九州地方整備局建政部住宅整備課	課長	真鍋 健也	
48		九州地方整備局建政部住宅整備課	課長補佐	小森 功治	
49		大阪航空局空港連携調整官	空港連携調整官	小出 正義	WEB
50		大阪航空局空港部空港管理課	課長	比嘉 直哉	WEB
51		大阪航空局空港部空港管理課	専門官	江藤 一政	WEB
52		大阪航空局空港部空港管理課	業務係長	山本 祥矢	WEB
53	事務局	九州運輸局交通政策部バリアフリー推進課	課長	高崎 奈実	
54		九州運輸局交通政策部バリアフリー推進課	課長補佐	副島 英司	
55		九州運輸局交通政策部バリアフリー推進課	企画係長	高橋 佳隆	
56		九州運輸局交通政策部バリアフリー推進課	係員	江藤 愛莉	
57		九州地方整備局企画部企画課	課長補佐	山腰 司	
58		九州地方整備局企画部企画課	係員	山下 優雅	

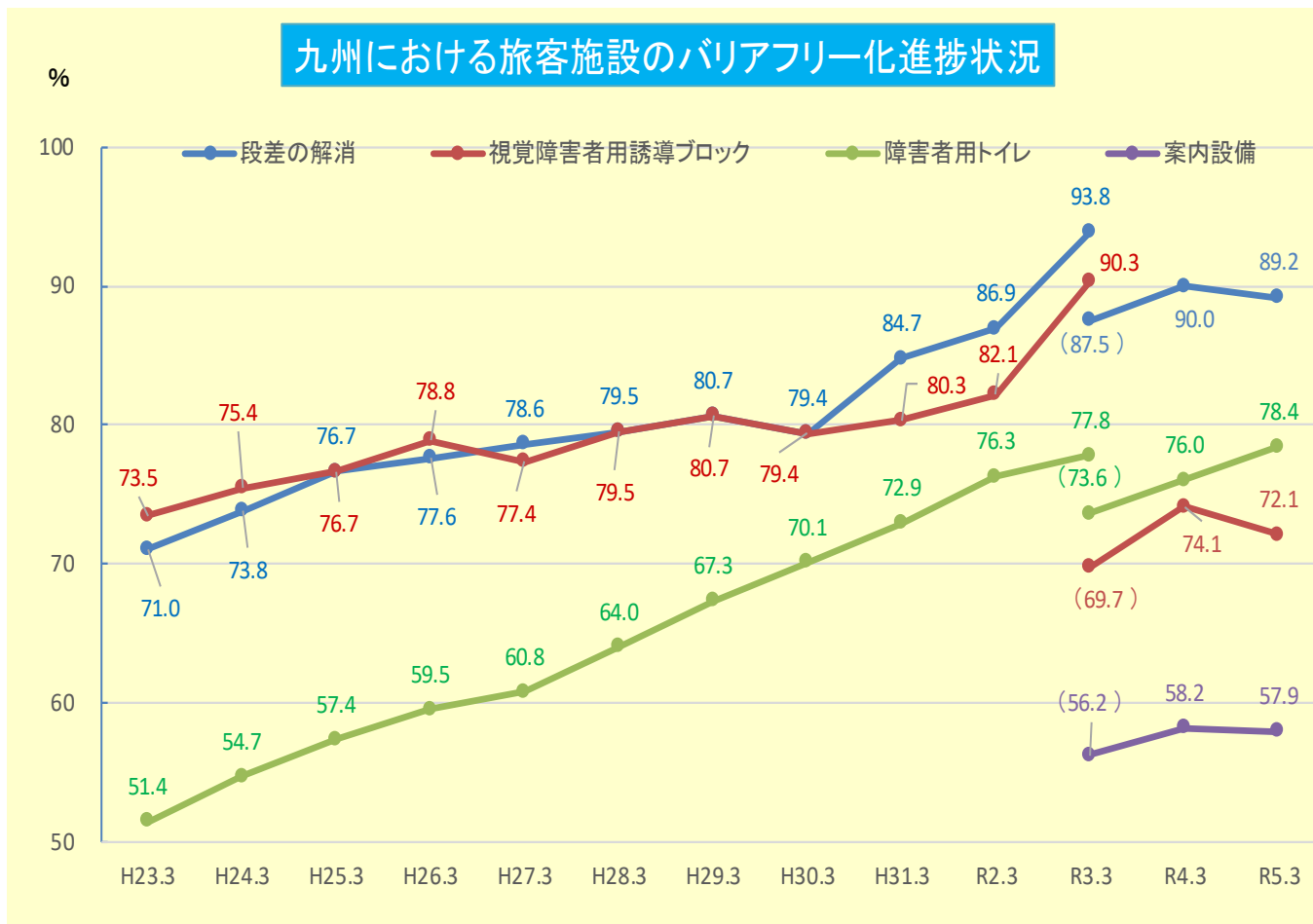
九州におけるバリアフリー化 の状況と主な取組について

令和6年8月28日

九州運輸局
九州地方整備局

旅客施設・車両

➤九州内の旅客施設(※)のバリアフリー化の進捗状況について、「段差の解消」、「視覚障害者用誘導ブロック」および「障害者用トイレ」はそれぞれ70~90%程度まで整備が進んできたが、「案内設備」は依然として60%を下回っておりさらなるバリアフリー化を推進していく必要がある。(2025年度/令和7年度末までの目標は各100%)

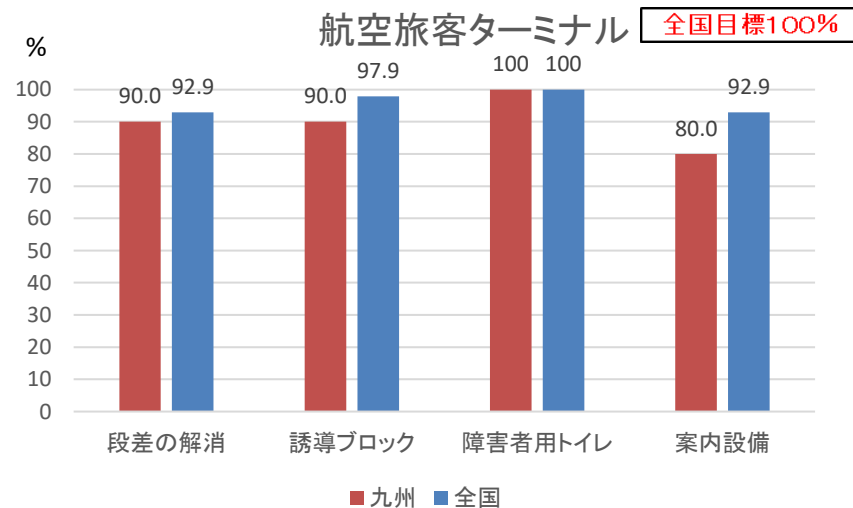
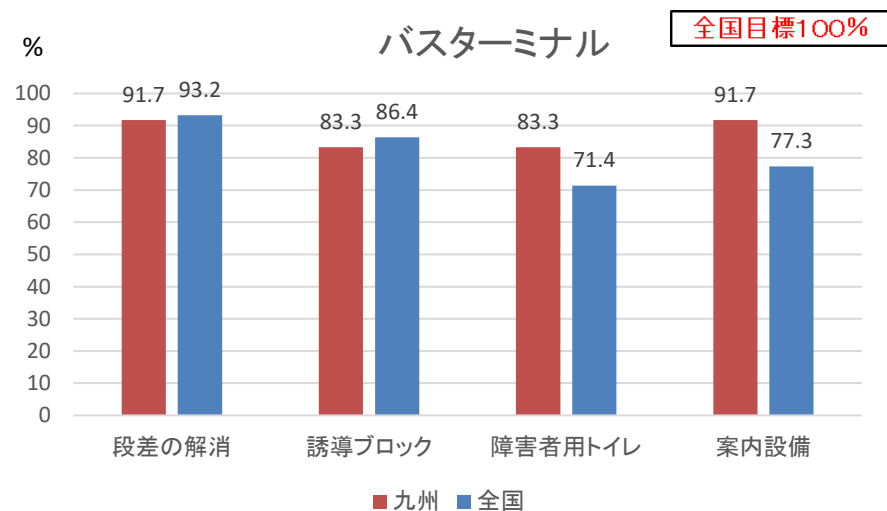
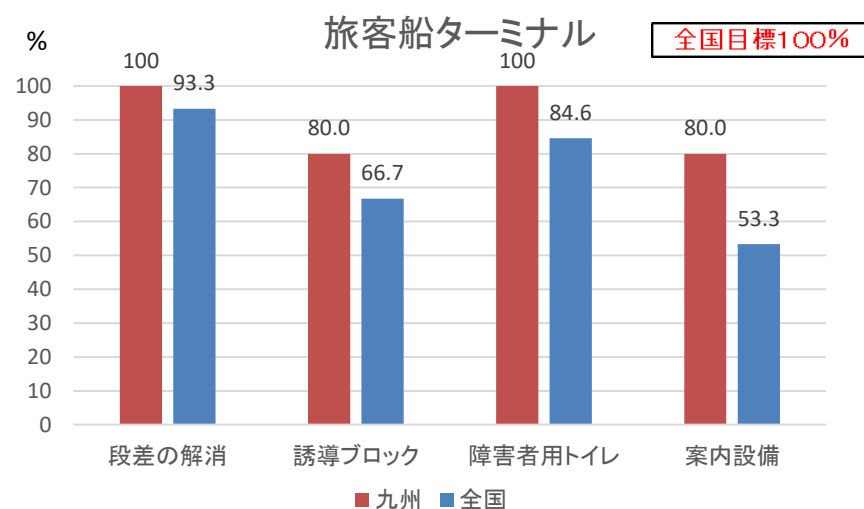
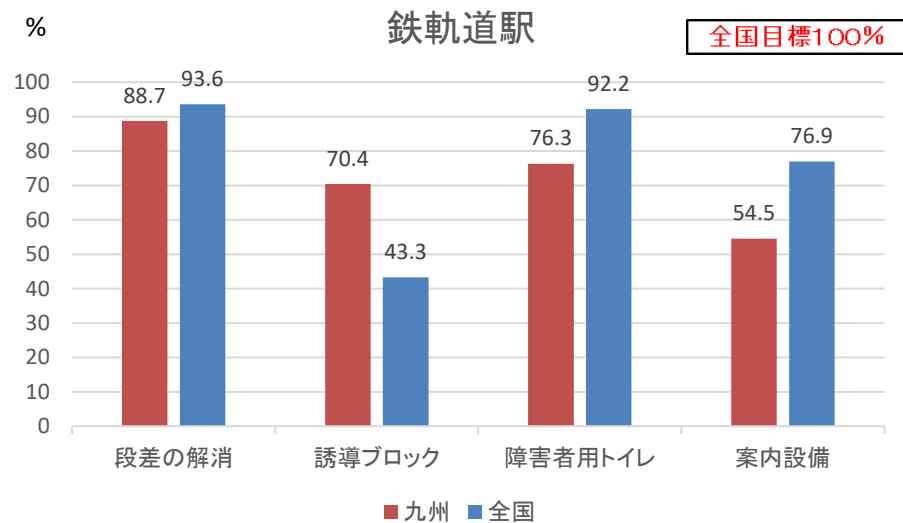


※ 旅客施設：
 鉄道駅、
 バスターミナル、
 旅客船ターミナル、
 空港旅客ターミナル

注：
 ・令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。(令和2年度の()内の数値は新基準による参考値)
 ・改正後の基本方針は、対象の旅客施設について、平均的な利用者数が3,000人以上/日から、「鉄軌道駅」及び「バスターミナル」は、3,000人以上/日+2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設、「旅客船ターミナル」及び「航空旅客ターミナル」については2,000人以上/日に変更されている。
 ・令和4年度の実績値は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和等により利用者が増加し、集計対象となる施設数が前年度より増加した影響を受け、集計対象である旅客施設総施設数が前年度から変動した影響を受けている。

九州におけるバリアフリー化の状況(旅客施設②) (R5.3.31時点)

➤九州内の旅客施設の現状(令和5年3月末)については、鉄軌道駅、航空旅客ターミナルの一部をのぞき、概ね全国平均並、または平均以上となっており、新たな目標の達成に向け整備が進められているところ。



九州運輸局管内県別 バリアフリー情報

☆ 鉄軌道駅のバリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的利用者数3,000人/日以上及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人/日以上3,000人/日未満の施設数	段差の解消(駅数)	割合(%)	視覚障害者誘導用ブロック(駅数)	割合(%)	トイレ設置(駅数)	障害者用トイレの設置(駅数)	割合(%)	案内設備	割合(%)
福岡県	147	140	95.2%	103	70.1%	143	105	73.4%	77	52.4%
佐賀県	4	4	100.0%	3	75.0%	4	3	75.0%	1	25.0%
長崎県	17	11	64.7%	9	52.9%	7	7	100.0%	7	41.2%
熊本県	18	14	77.8%	15	83.3%	10	8	80.0%	14	77.8%
大分県	7	7	100.0%	7	100.0%	7	7	100.0%	5	71.4%
宮崎県	2	2	100.0%	2	100.0%	2	2	100.0%	2	100.0%
鹿児島県	18	11	61.1%	11	61.1%	13	10	76.9%	10	55.6%
九州	213	189	88.7%	150	70.4%	186	142	76.3%	116	54.5%
全国	3,460	3,237	93.6%	1,499	43.3%	3,249	2,996	92.2%	2,662	76.9%

☆ バスターミナルのバリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的利用者数3,000人/日以上及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人/日以上3,000人/日未満の施設数	段差の解消(施設数)	割合(%)	視覚障害者誘導用ブロック(施設数)	割合(%)	トイレ設置(施設数)	障害者用トイレの設置(施設数)	割合(%)	案内設備	割合(%)
福岡県	7	7	100.0%	5	71.4%	7	6	85.7%	7	100.0%
佐賀県	0	0	—	0	—	0	0	—	0	—
長崎県	3	2	66.7%	3	100.0%	3	2	66.7%	2	66.7%
熊本県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%
大分県	0	0	—	0	—	0	0	—	0	—
宮崎県	0	0	—	0	—	0	0	—	0	—
鹿児島県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%
九州	12	11	91.7%	10	83.3%	12	10	83.3%	11	91.7%
全国	44	41	93.2%	38	86.4%	35	25	71.4%	34	77.3%

旅客施設 (令和5年3月31日現在)

☆ 旅客船ターミナルのバリアフリー化施設整備状況

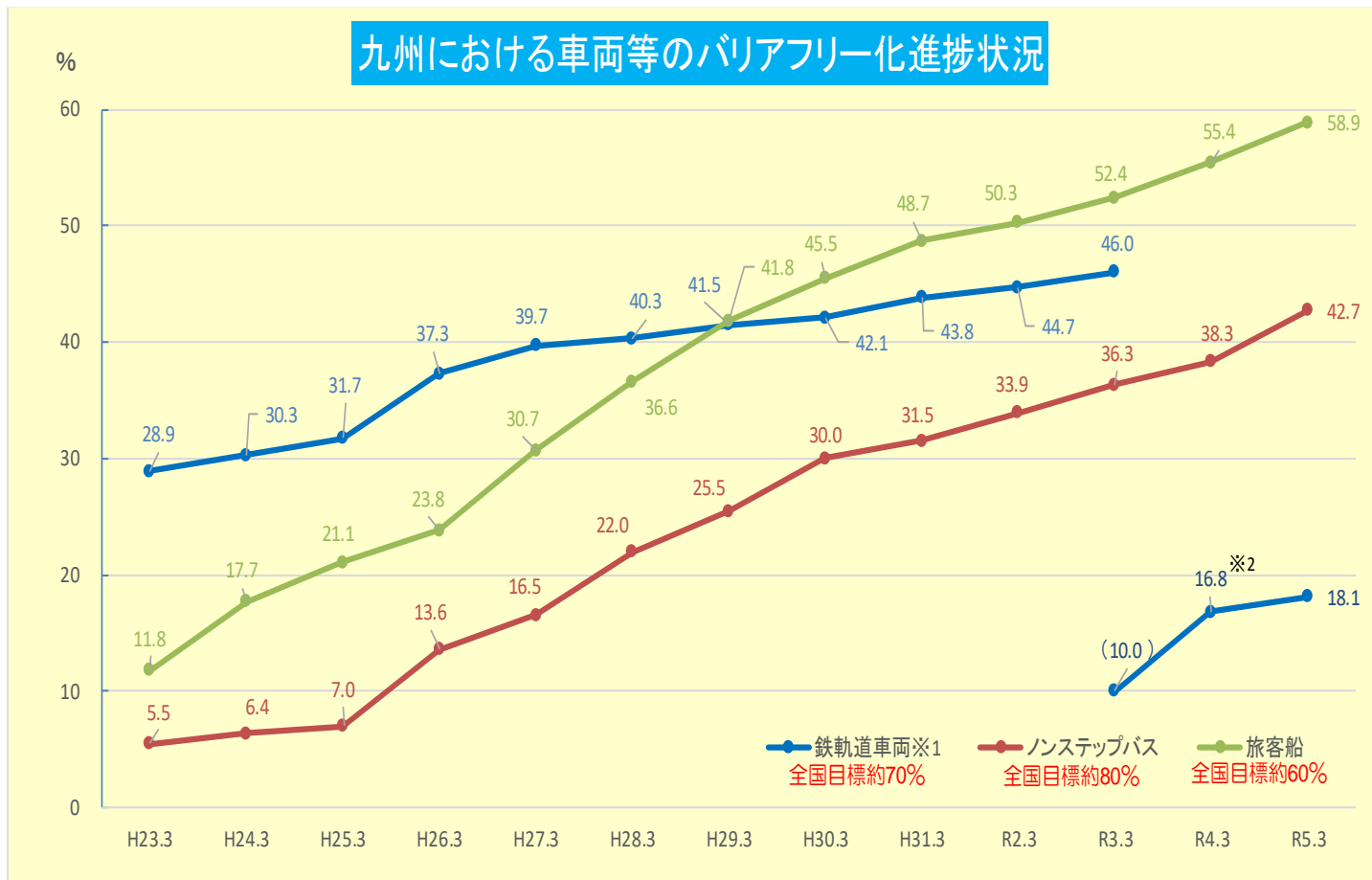
都道府県	平均的利用者数2,000人/日以上以上の施設数	段差の解消(施設数)	割合(%)	視覚障害者誘導用ブロック(施設数)	割合(%)	トイレ設置(施設数)	障害者用トイレの設置(施設数)	割合(%)	案内設備	割合(%)
福岡県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎県	1	1	100.0%	0	0%	1	1	100.0%	1	100.0%
熊本県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大分県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	4	4	100.0%	4	100.0%	4	4	100.0%	3	75.0%
九州	5	5	100.0%	4	80.0%	5	5	100.0%	4	80.0%
全国	15	14	93.3%	10	66.7%	13	11	84.6%	8	53.3%

☆ 航空旅客ターミナルのバリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的利用者数2,000人/日以上以上の施設数	段差の解消(施設数)	割合(%)	視覚障害者誘導用ブロック(施設数)	割合(%)	トイレ設置(施設数)	障害者用トイレの設置(施設数)	割合(%)	案内設備	割合(%)
福岡県	3	3	100.0%	3	100.0%	3	3	100.0%	3	100.0%
佐賀県	1	0	0.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	0	0.0%
長崎県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%
熊本県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%
大分県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%
宮崎県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%
鹿児島県	2	2	100.0%	1	50.0%	2	2	100.0%	1	50.0%
九州	10	9	90.0%	9	90.0%	10	10	100.0%	8	80.0%
全国	42	39	92.9%	41	97.6%	42	42	100.0%	39	92.9%

九州におけるバリアフリー化の状況(車両等①)

九州内の車両等のバリアフリーの現状について、少しずつバリアフリー化が進んでいるが、鉄軌道車両・乗合バス車両については、全国平均と比べて遅れている。特に、鉄軌道車両は令和3年度に基本方針が改正され、バリアフリー化進捗状況は低い状況にある。

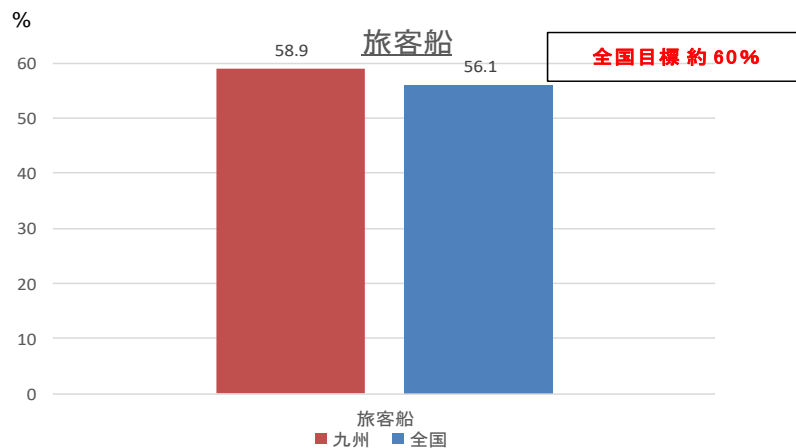
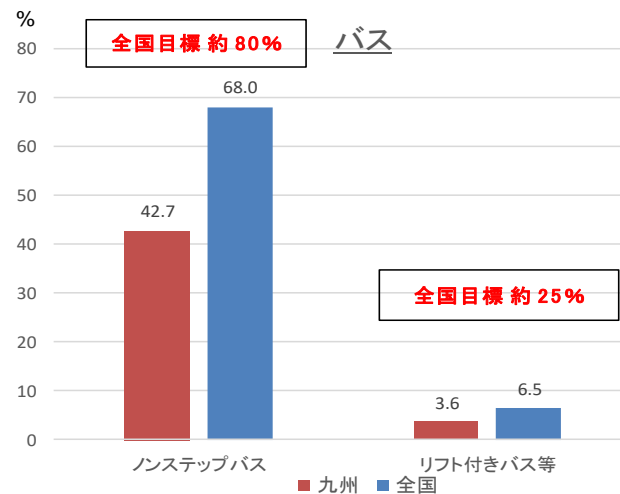
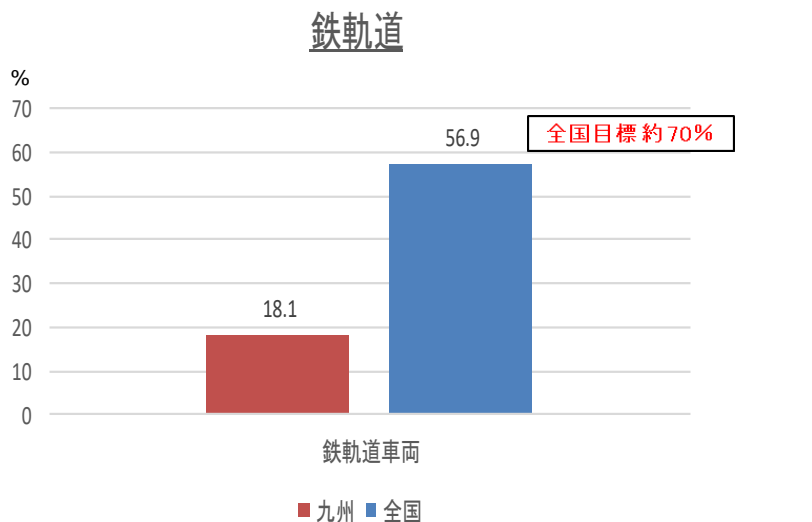


注：令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。
(令和2年度の()内の数値は新基準による参考値)

※1 改正後の基本方針は、「鉄軌道車両」について、4両編成以上の列車において1列車ごとに2箇所以上の車椅子スペースを設けること等に変更されている。

※2 鉄軌道車両の令和4年3月末時点については、再集計の結果、過去に公表した数値から修正している。

➤九州内の車両等(鉄道車両及び軌道車両、乗合バス車両)の現状については、一部(旅客船)を除き、全国平均と比べても遅れている。



タクシー

	総車両数	福祉タクシー		導入比率	
		福祉タクシー(※)	UDタクシー	福祉タクシー / 総車両割合	UDタクシー / 総車両割合
九州	21,400	2,976	1,944	13.9%	9.1%
全国	173,041	45,311	33,272	26.2%	19.2%

福祉タクシー全国目標 約9万台

※福祉タクシーとは、道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。

基本方針の対象となる福祉タクシー車両についてのみ計上。

九州運輸局管内県別

バリアフリー情報

☆ 鉄軌道車両

都道府県	車両の総数	移動円滑化基準適合車両	割合(%)
福岡県	2,117	349	16.5%
佐賀県	0	0	—
長崎県	109	28	25.7%
熊本県	104	54	51.9%
大分県	2	0	0.0%
宮崎県	0	0	—
鹿児島県	55	0	0.0%
九州	2,387	431	18.1%
全国	52,150	29,699	56.9%

車両等 (令和5年3月31日現在)

☆ バス車両

都道府県	車両の総数(A)	対象車両数(B)	低床バス		ノンステップバス	
			移動円滑化基準適合数(C)	割合(%) (C) / (A)	移動円滑化基準適合数(D)	割合(%) (D) / (B)
福岡県	2,435	2,070	2,042	83.9%	778	37.6%
佐賀県	295	234	229	77.6%	150	64.1%
長崎県	745	727	722	96.9%	390	53.6%
熊本県	892	565	523	58.6%	430	76.1%
大分県	545	372	278	51.0%	109	29.3%
宮崎県	341	299	202	59.2%	133	44.5%
鹿児島県	1,158	940	442	38.2%	232	24.7%
九州	6,411	5,207	4,438	69.2%	2,222	42.7%
全国	54,468	44,282	41,686	76.5%	30,117	68.0%

※「対象車両数」は、乗合バス総車両数から移動円滑化基準適用除外認定を受けた車両を除いた数とする。

☆ 旅客船

都道府県	船舶の総数	移動円滑化基準適合車両	割合(%)
福岡県	38	26	68.4%
佐賀県	7	4	57.1%
長崎県	55	33	60.0%
熊本県	10	3	30.0%
大分県	14	7	50.0%
宮崎県	4	2	50.0%
鹿児島県	18	15	83.3%
山口県	17	6	35.3%
九州	163	96	58.9%
全国	659	370	56.1%

※九州運輸局は山口県の下関海事事務所を管轄に含むため、下関海事事務所の数値を計上している。

☆ タクシー

都道府県	車両の総数(A)	福祉タクシー(移動円滑化基準適合車両)(B)	UDタクシー(C)	総数に対する福祉タクシーの割合(%) B/A	総数に対するUDタクシーの割合(%) C/A ※
福岡県	8,651	1,253	1,131	14.5%	13.1%
佐賀県	983	158	89	16.1%	9.1%
長崎県	2,299	389	135	16.9%	5.9%
熊本県	2,801	328	109	11.7%	3.9%
大分県	1,945	291	279	15.0%	14.3%
宮崎県	1,837	211	69	11.5%	3.8%
鹿児島県	2,884	346	132	12.0%	4.6%
九州	21,400	2,976	1,944	13.9%	9.1%
全国	173,041	45,311	33,272	26.2%	19.2%

※UDタクシーの割合についての整備目標は、各都道府県におけるタクシー総車両数の約25%となっている。

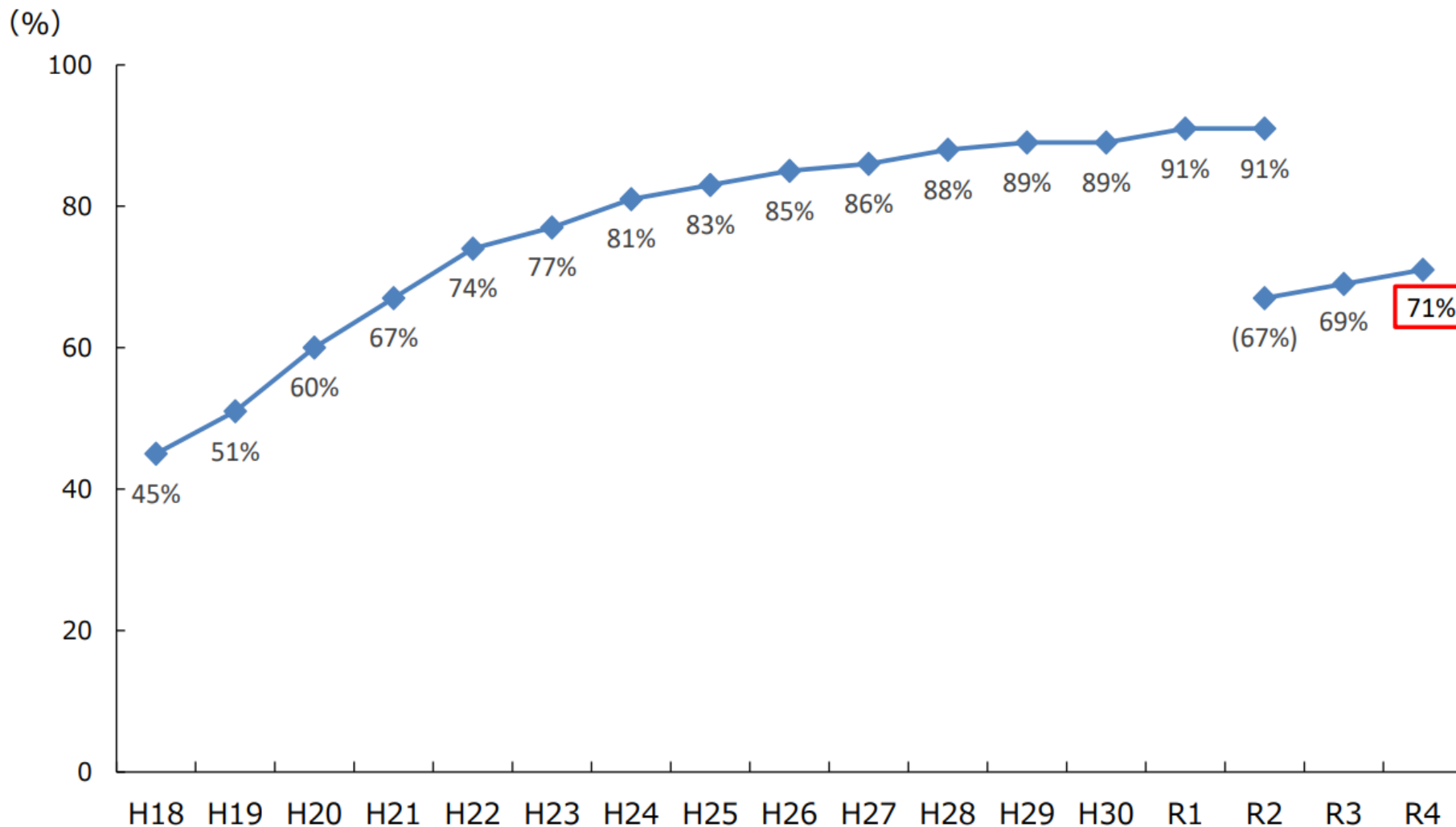
道路

※地域については各地方整備局等の管轄区域を基本としており、内訳は以下のとおり。

- 北海道（北海道）
- 東北（青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県）
- 関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
- 北陸（新潟県、富山県、石川県）
- 中部（静岡県、愛知県、岐阜県、三重県）
- 近畿（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県）
- 中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- 四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- 九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
- 沖縄（沖縄県）

道路のバリアフリー化の推移(全国)

- 原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する特定道路の約70%について、令和7年度までに移動等円滑化を実施することとされている。
- 着実に整備が進められており、令和4年度末までに約71%が実施済みとなった。



特定道路のバリアフリー状況(地域別)

(目標値：70%)	北海道	東北	関東	北陸	中部
特定道路指定延長 (km)	288.3	157.7	1706.5	90.9	410.9
整備延長 (km)	262.8	132.4	1007.0	84.8	345.3
割合	91%	84%	59%	93%	84%

(目標値：70%)	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
特定道路指定延長 (km)	1100.6	177.1	81.5	403.3	28.8	4445.6
整備延長 (km)	768.1	137.9	65.3	311.4	23.6	3138.7
割合	70%	78%	80%	77%	82%	71%

都市公園・路外駐車場

九州における県別のバリアフリー化の状況(都市公園・路上駐車場)

九州地方整備局管内県別 バリアフリー情報

☆ 園路及び広場(都市公園)

都道府県	総数	移動円滑化 基準適合	割合(%)
福岡県	436	236	54.1%
佐賀県	67	41	61.2%
長崎県	106	74	69.8%
熊本県	116	52	44.8%
大分県	92	79	85.9%
宮崎県	115	63	54.8%
鹿児島県	177	107	60.5%
九州	1,109	652	58.8%
全国	9,470	6,037	63.7%

☆ 便所(都市公園)

都道府県	総数	移動円滑化 基準適合	割合(%)
福岡県	375	170	45.3%
佐賀県	68	55	80.9%
長崎県	122	83	68.0%
熊本県	118	88	74.6%
大分県	99	74	74.7%
宮崎県	114	63	55.3%
鹿児島県	178	134	75.3%
九州	1,074	667	62.1%
全国	8,944	5,627	62.9%

都市公園・路外駐車場(令和5年3月31日現在)

☆ 駐車場(都市公園)

都道府県	総数	移動円滑化 基準適合	割合(%)
福岡県	229	109	47.6%
佐賀県	59	34	57.6%
長崎県	110	55	50.0%
熊本県	93	48	51.6%
大分県	67	38	56.7%
宮崎県	93	50	53.8%
鹿児島県	151	74	49.0%
九州	802	408	50.9%
全国	5,967	3,318	55.6%

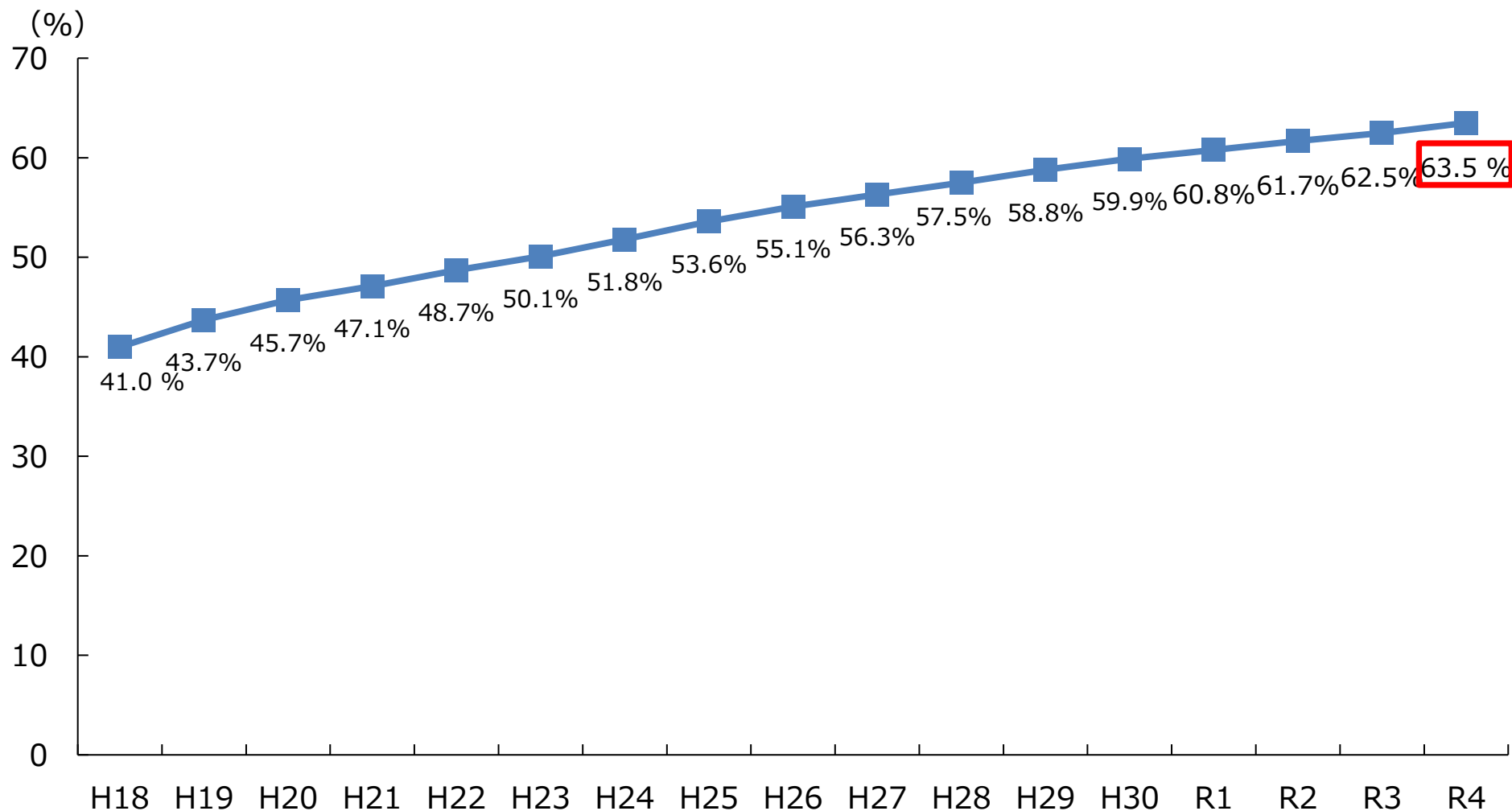
☆ 特定路外駐車場

都道府県	総数(箇所)	移動等円滑化 基準適合(箇所)	割合(%)
福岡県	230	184	80.0%
佐賀県	24	19	79.2%
長崎県	44	34	77.3%
熊本県	33	23	69.7%
大分県	33	28	84.8%
宮崎県	17	8	47.1%
鹿児島県	28	15	53.6%
九州	409	311	76.0%
全国	3,208	2,279	71.0%

建築物

建築物のバリアフリー化の推移

- 床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物（公立小学校等を除く）の総ストックの約67%について、令和7年度までに、移動等円滑化を実施するように新たな目標が設定された。
- 令和4年度末までに約60%が実施済みとなっている。



信号機等

※地域については管区警察局等の管轄区域を基本としており、内訳は以下のとおり。

北海道警察(北海道)

東北(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

警視庁(東京都)

関東(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)

中部(富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県)

近畿(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

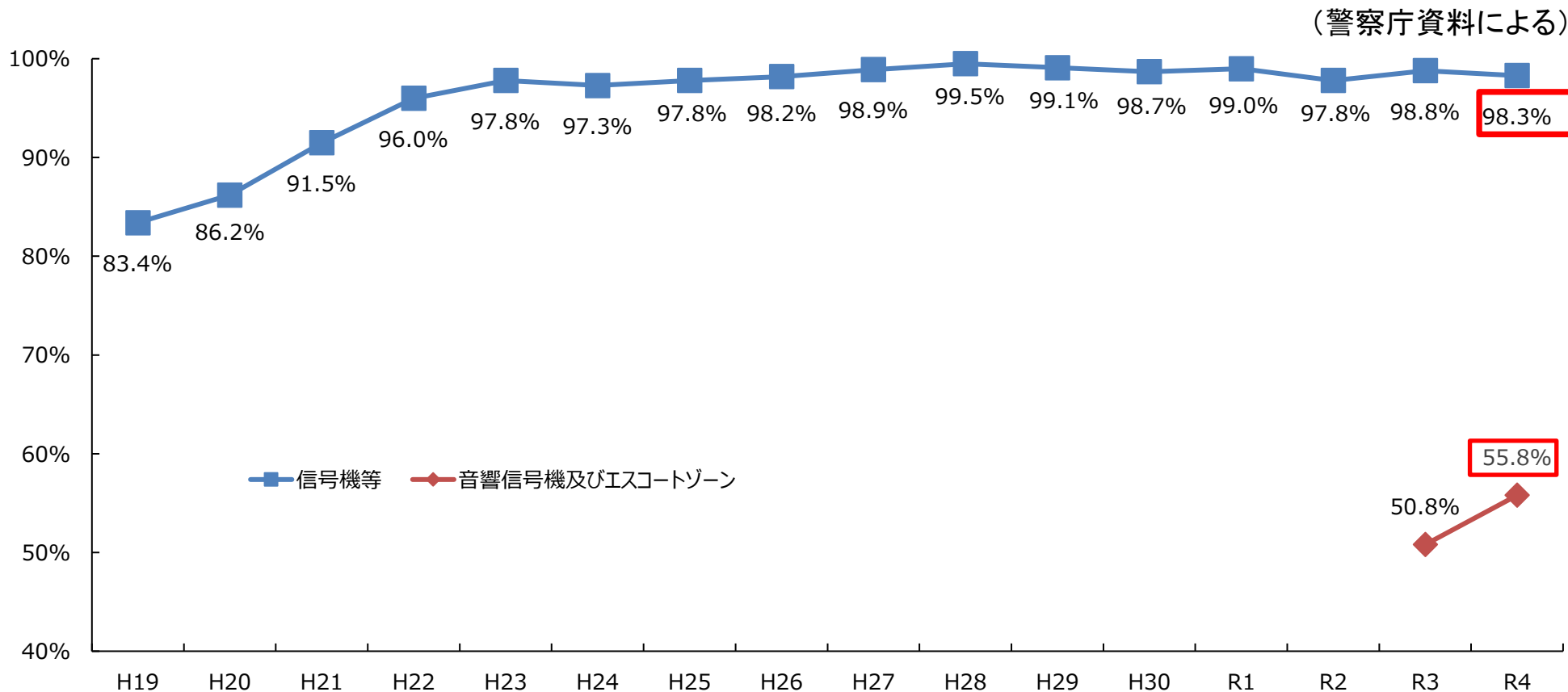
中国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

四国(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

信号機等のバリアフリー化の推移（全国）

- 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、令和7年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施することとされており、**着実に導入が進められ、令和4年度末までに98.3%が実施**された。
- また、当該道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている信号機等については、令和7年度までに原則として全ての当該部分において音響信号機及びエスコートゾーンを設置することとされ、令和4年度末までに55.8%が実施された。



北海道	東北	東京都	関東	中部
100%	100%	96.0%	99.6%	99.7%

近畿	中国	四国	九州	全国平均
98.9%	95.8%	100.0%	97.4%	98.3%

※管区警察局等別

（令和4年度末時点）

北海道	東北	東京都	関東	中部
—	48.0%	73.6%	40.6%	49.0%

近畿	中国	四国	九州	全国平均
28.9%	68.0%	54.1%	55.5%	55.8%

※管区警察局等別

(令和4年度末時点)

- バリアフリー法に基づく基本方針に定められた2025年度までの**第3次整備目標の達成状況(2022年度末)**は下記のとおり。
(なお、参考値及び現状値については、小数第1位を四捨五入。)

2025年度末までの目標		2020年度末 (参考値)	2022年度末 (現状値)	2025年度末 数値目標	数値目標以外の目標等	
鉄軌道	3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の鉄軌道駅におけるバリアフリー化率	段差の解消※1	約93%	約94%	原則 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限り可能な限りの整備を行う ・その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化 ・高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める ・駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約38%	約43%	原則 100%	
		案内設備※3	約75%	約77%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	約92%	約92%	原則 100%	
	ホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数	2,192番線 (334番線)	2,484番線 (493番線)	3,000番線 (800番線)	・カッコ内は、10万人以上/日の駅の番線数(内数表記)	
鉄軌道車両		約49%	約57%※5※6	約70%※7	・新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める	
バス	3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日のバスターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消※1	約91%	約93%	原則 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約91%	約86%	原則 100%	
		案内設備※3	約73%	約77%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	約71%	約71%	原則 100%	
	乗合バス車両	ノンステップバス	約64%	約68%※5	約80%	
		リフト付きバス(適用除外車両)	約6%	約7%※5	約25%	・高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
		空港アクセスバス※8	約32%	約40%※5	約50%	
貸切バス車両		1,066台	1,157台	約2,100台	19	

【参考】基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況の概要(2022年度末)

2025年度末までの目標			2020年度末 (参考値)	2022年度末 (現状値)	2025年度末 数値目標	数値目標以外の目標等
タクシー	福祉タクシー車両	ユニバーサルデザインタクシーの割合	41,464台	45,311台※5	約90,000台	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする
			-	約19%※5※9	約25%	
旅客船	2,000人以上/日の旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消※1	100%	約93%	原則 100%	<ul style="list-style-type: none"> 離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 その他、地域の実情にかんがみ、利用者のみならず利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック※2	100%	約67%	原則 100%	
		案内設備※3	約89%	約53%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	約89%	約85%	原則 100%	
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)	約53%	約56%※5	約60%	<ul style="list-style-type: none"> 2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化 	
航空	2,000人以上/日の航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消※1	約95%	約93%	原則 100%	<ul style="list-style-type: none"> その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック※2	100%	約98%	原則 100%	
		案内設備※3	100%	約93%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	100%	100%	原則 100%	
	航空機	約99%	100%※5	原則 100%		
道路	重点整備区域内の主要な生活関連経路を構成する道路		約67%	約71%	約70%	
都市公園	規模の大きい概ね2ha以上の都市公園におけるバリアフリー化率	園路及び広場	約64%	- ※10	約70%	<ul style="list-style-type: none"> その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		駐車場	約55%	- ※10	約60%	
		便所	約62%	- ※10	約70%	

【参考】基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況の概要(2022年度末)

2025年度末までの目標		2020年度末 (参考値)	2022年度末 (現状値)	2025年度末 数値目標	数値目標以外の目標等
路外駐車場	特定路外駐車場	約71%	約72%	約75%	
建築物	床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物	約62%	約64%	約67%	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化率	約98%	約98%	原則 100%	
	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率	-	約56%	原則 100%	
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成	11自治体	34自治体	約350自治体	(※全市町村(約1,740)の2割程度に相当)
	移動等円滑化基本構想の作成	309自治体	321自治体	約450自治体	(※2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の6割に相当)
心のバリアフリー	「心のバリアフリー」の用語の認知度※11	約24%	約21%	約50%	<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する
	高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができていない人の割合※11	約82%	約82%	原則 100%	

※1 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第4条(移動経路の幅、傾斜路、エレベーター、エスカレーター等が対象)への適合をもって算定。

※2 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条への適合をもって算定。

※3 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第10条～12条への適合をもって算定。

※4 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第13条～15条への適合をもって算定。また、トイレを設置している施設における割合。

※5 各車両等に関する公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。

※6 2020年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2か所以上とすること等を義務付け)への適合状況。

※7 2020年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2か所以上とすること等を義務付け)への適合状況(50%程度と想定)を踏まえて設定。

※8 1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港(27空港))へのバス路線運行系統の総数における、バリアフリー化した車両を含む運行系統数の割合。

※9 各都道府県の総車両数の合計に対するユニバーサルデザインタクシー車両数の合計の割合。

※10 2022年度末の現状値については、集計中のため「-」としている。

※11 インターネットモニターアンケート「公共交通機関を利用する際の配慮について」による。

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)

- 基本構想の作成状況

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等※が利用する施設が集積している地区において、市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。

具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能。

※高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ・ マスタープランの位置づけ、マスタープラン作成の背景、移動等円滑化促進地区の特性、マスタープランの計画期間等を記載。

○ 移動等円滑化促進地区

● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- ・ 移動等円滑化促進地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

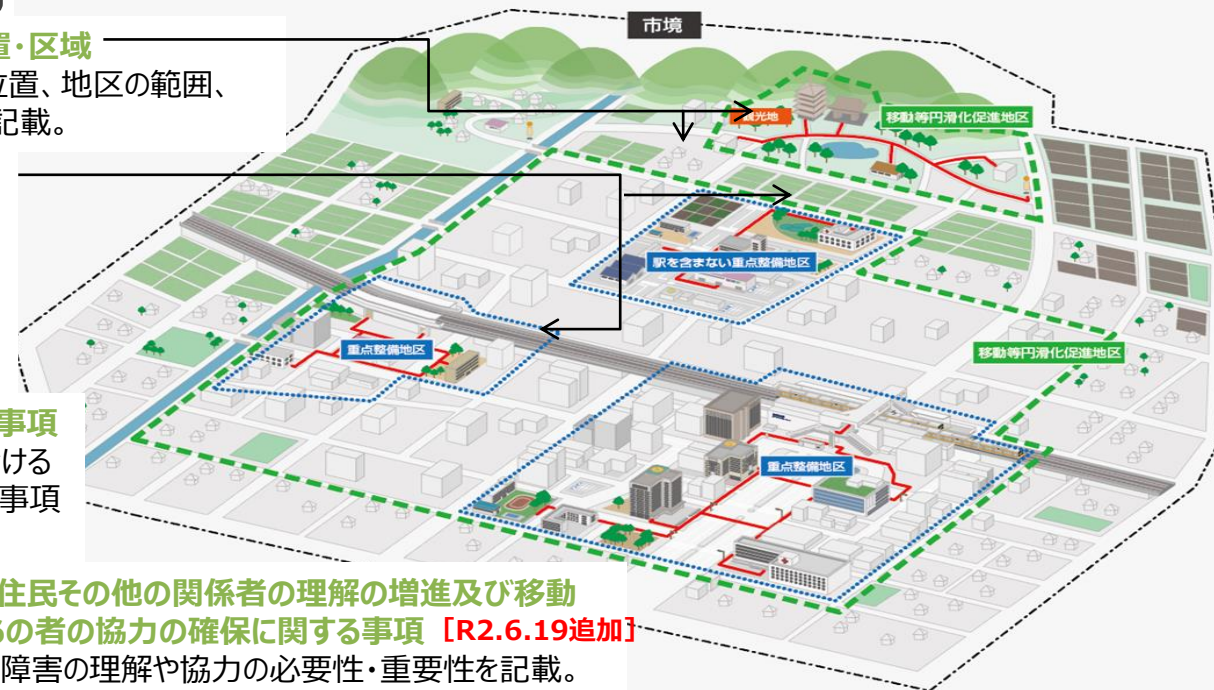
- ・ 生活関連施設、生活関連経路を位置づけ。
- ・ 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する事項

- ・ 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項【R2.6.19追加】

- ・ 住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性を記載。
- ・ 住民その他の関係者が取り組むべき「心のバリアフリー」に関する取組を記載。



○ 行為の届出に関する事項

- ・ 旅客施設、道路の新設等の際に届け出る事項を記載。

○ バリアフリーマップの作成に関する事項

- ・ 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

移動等円滑化基本構想とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から**面的・一体的なバリアフリー化が可能**となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

◎ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

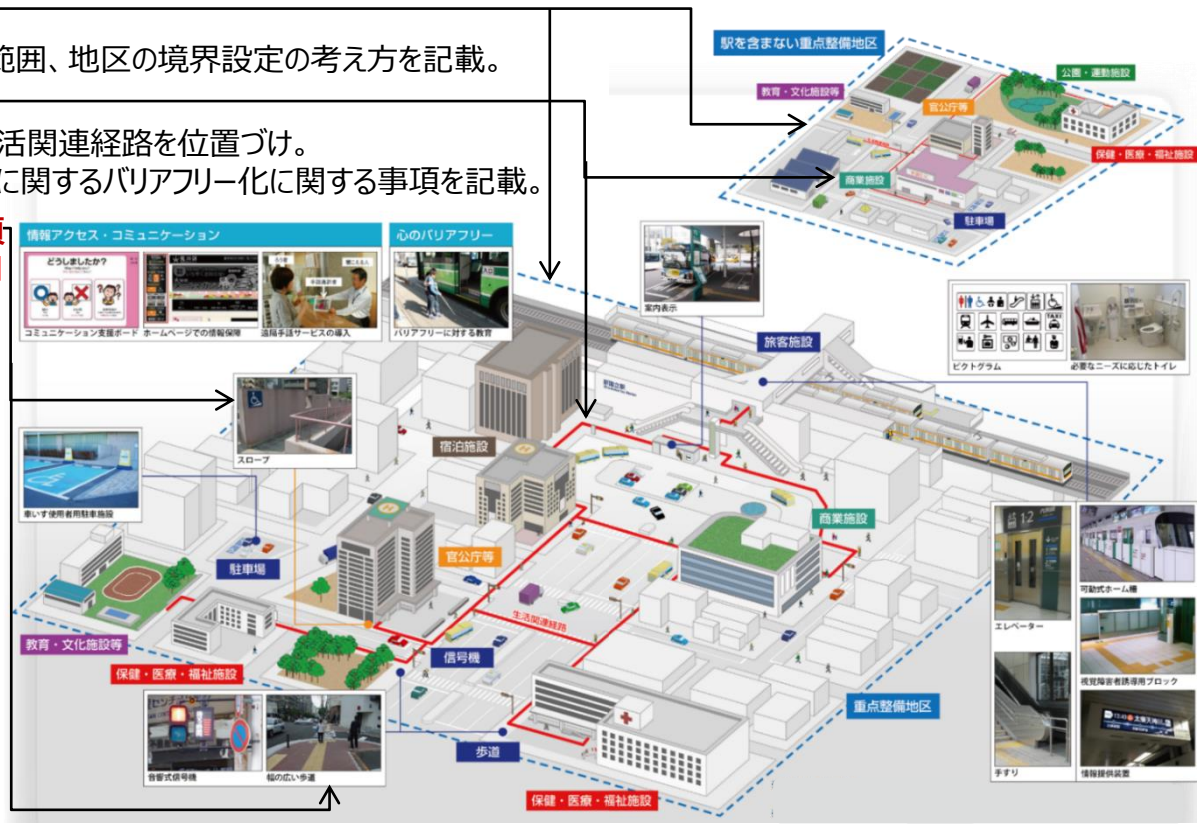
[R2.6.19「教育啓発特定事業」追加]

- 事業内容 ・ 対象施設
- 事業者 ・ 整備内容
- 事業実施時期
等を記載。

● 移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載

- ☆ 市街地開発事業との調整
- ☆ 駐輪施設の整備等の市街地改善
- ☆ 交通手段の充実
- ☆ ソフト施策 等



公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業

幅の広い歩道の整備



視覚障害者誘導用
ブロックの設置



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画
の整備等



都市公園特定事業

園路の段差解消
バリアフリートイレの整備等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター
設置等の段差解消



バリアフリートイレの整備

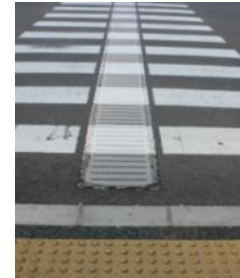


交通安全特定事業

音響式信号機
残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会 等

【教育啓発特定事業のイメージ】



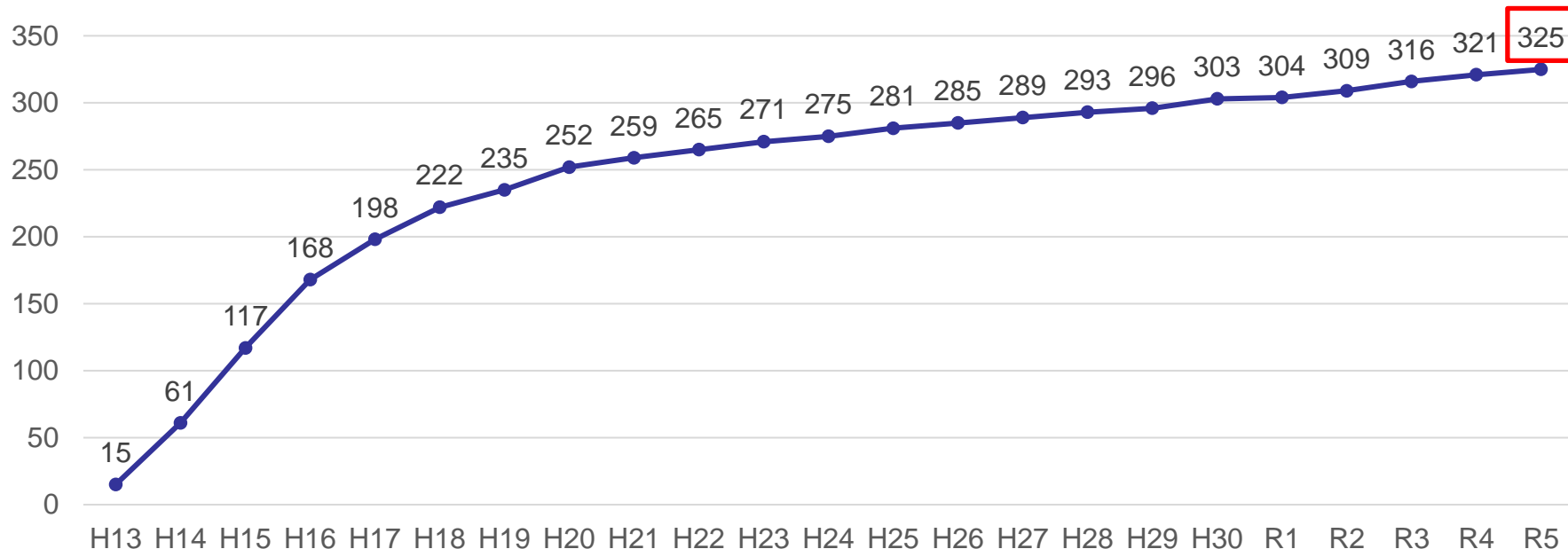
小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修

- ・全国における基本構想は、325市区町において作成されており、作成率は約2割となっている。
- ・人口規模が比較的大きい「市・区」で見ると、作成率は3分の1となっており、そのうち政令市・中核市・特別区は8割以上となっている。

＜基本構想の作成 自治体数＞



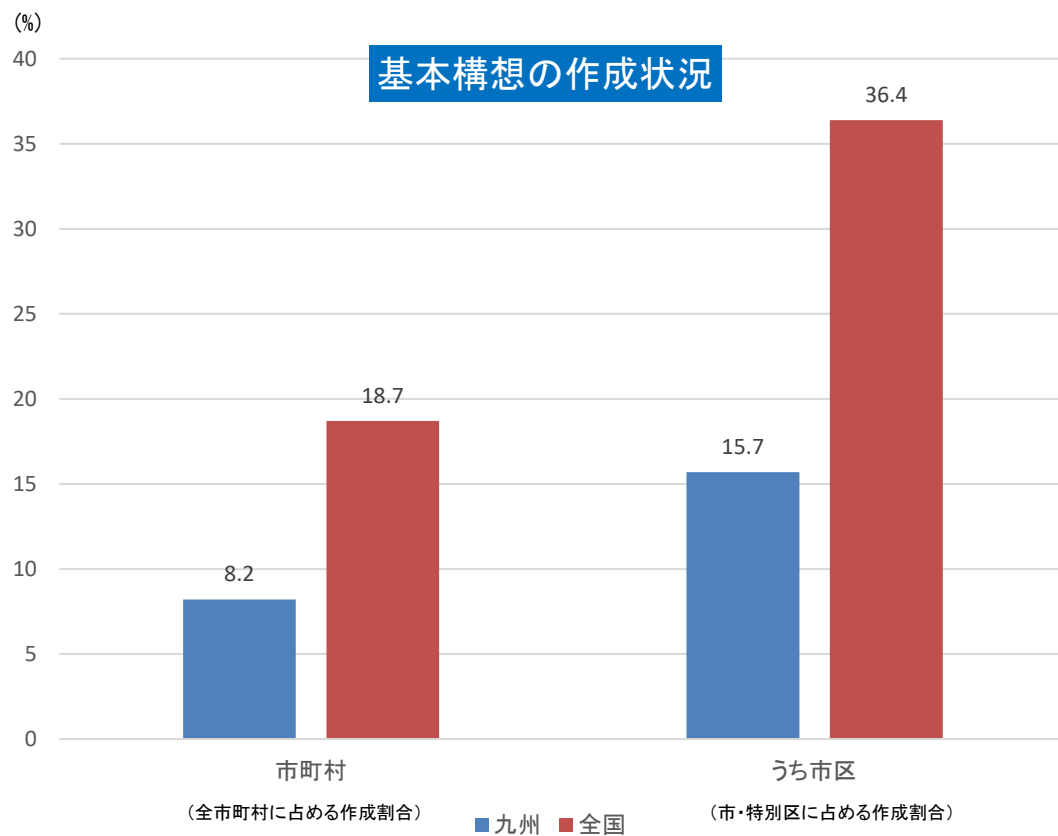
	全国		市・区				町		村	
	作成数	作成率	政令市	中核市	その他の市	特別区	作成数	作成率	作成数	作成率
作成率	18.7 %		100 %	83.9 %	28.7 %	91.3 %	3.7 %		0.0 %	
作成数	325 / 1741		20 / 20	52 / 62	204 / 710	21 / 23	28 / 743		0 / 183	

九州における基本構想・マスタープランの作成状況

➤ 基本構想及び移動等円滑化促進方針の制度は、市町村が中心となり、施設単体でなく、施設間を結ぶ経路を含めた主としてハード面での面的なバリアフリー化を促進するために設けられた制度

〈作成状況〉・基本構想(令和6年3月末時点):九州19市町

・移動等円滑化促進方針(令和6年3月末時点):九州6市



基本構想作成市町(令和6年3月末時点)

都道府県	市町村	都道府県	市町村
福岡県	北九州市	佐賀県	唐津市
	福岡市	長崎県	長崎市
	大牟田市		佐世保市
	久留米市	熊本県	熊本市
	筑紫野市		玉東町
	大野城市	大分県	大分市
	古賀市		別府市
	福津市	宮崎県	宮崎市
	糸島市	鹿児島県	鹿児島市
	遠賀町		

計19市町

移動等円滑化促進方針作成市(令和6年3月末時点)

都道府県	市町村
福岡県	福岡市
	飯塚市
	田川市
長崎県	長崎市
熊本県	熊本市
大分県	大分市

計6市

地域別 マスタープランの作成状況（令和5年度末時点）

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部
目標値	36	47	69	23	36
作成数	1	7	14	3	2
作成率	0.6 %	3.1 %	4.0 %	2.1 %	1.1 %
	1 / 179	7 / 227	14 / 343	3 / 141	2 / 177
うち市・区の作成率	0.0 %	9.1 %	6.4 %	5.0 %	1.9 %
	0 / 35	7 / 77	14 / 216	3 / 60	2 / 105

	近畿	中国	四国	九州	沖縄
目標値	48	22	19	42	8
作成数	7	4	0	6	0
作成率	3.5 %	3.7 %	0.0 %	2.5 %	0.0 %
	7 / 198	4 / 107	0 / 95	6 / 233	0 / 41
うち市・区の作成率	5.4 %	7.4 %	0.0 %	5.5 %	0.0 %
	6 / 111	4 / 54	0 / 38	6 / 108	0 / 11

	作成数	作成率	うち市・区の作成率
全国	44	2.5 %	5.1 %
		44 / 1741	42 / 815

赤塗り箇所：
全国平均以上

青塗り箇所：
全国平均以下

地域別 基本構想の作成状況（令和5年度末時点）

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部
目標値	19	61	119	34	103
作成数	17	14	98	18	44
作成率	9.5 %	6.2 %	28.5 %	12.8 %	24.9 %
	17 / 179	14 / 227	98 / 343	18 / 141	44 / 177
うち市・区の作成率	42.9 %	16.8 %	43.0 %	28.3 %	39.0 %
	15 / 35	13 / 77	93 / 216	17 / 60	41 / 105

	近畿	中国	四国	九州	沖縄
目標値	109	27	11	32	12
作成数	83	24	6	19	2
作成率	41.9 %	22.4 %	6.3 %	8.2 %	4.9 %
	83 / 198	24 / 107	6 / 95	19 / 233	2 / 41
うち市・区の作成率	64.8 %	38.9 %	15.8 %	15.7 %	18.2 %
	72 / 111	21 / 54	6 / 38	17 / 108	2 / 11

	作成数	作成率	うち市・区の作成率
全国	325	18.7 %	36.4 %
		325 / 1741	297 / 815

赤塗り箇所：
全国平均以上

青塗り箇所：
全国平均以下

- 国土交通省では、市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想を新規に作成しようとする場合や、作成済みのマスタープラン・基本構想を見直す場合に活用できるよう、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」を作成・公表している。（平成20年度発行、平成28年度・平成30年度に見直し）
- 令和2年6月一部施行の改正バリアフリー法における移動等円滑化の促進に関する「心のバリアフリー」などのソフト対策の強化や、令和3年4月施行の基本方針改正における移動等円滑化促進地区等の要件の見直し等を踏まえ、令和3年3月に改訂。

ガイドライン改訂の主なポイント

■ マスタープランにおける「心のバリアフリー」に関する記載事項の追加

マスタープランの必須記載事項となった「心のバリアフリー」に関する事項について、記載すべき内容や記載事例等を追加

■ マスタープランの作成事例の充実

平成30年度に創設されたマスタープランについて、近年の作成事例における地区設定の考え方や、届出制度、情報提供に関する記載事例を追加

■ 基本構想に位置づける「教育啓発特定事業」の説明内容を追加

特定事業の類型に追加された「教育啓発特定事業」を位置づける際の留意点や、記載すべき内容、特定事業計画の作成例を追加

■ 基本構想等の住民提案制度の活用方法や事例を追加

基本構想の住民提案を受けた実績がある市町村や提案したことがある住民団体にアンケート調査を行い、市町村の体制整備や検討方法のポイントや住民提案事例を追加

目次

I. 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成に関する内容

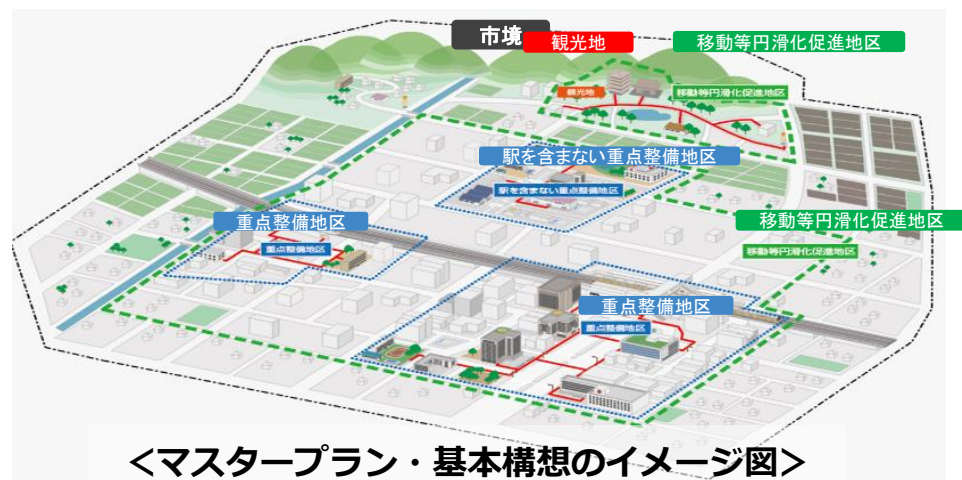
- 第1章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想とは
- 第2章 ガイドラインの概要
- 第3章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成にあたって

II. 移動等円滑化促進方針の作成

- 第4章 移動等円滑化促進方針の作成
- 第5章 移動等円滑化促進方針の評価・見直し

III. バリアフリー基本構想の作成

- 第6章 バリアフリー基本構想の作成
- 第7章 バリアフリー基本構想の評価・見直し
- 第8章 特定事業計画の作成



<マスタープラン・基本構想のイメージ図>

○地域公共交通調査等事業（地域公共交通バリアフリー化調査事業）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想（※）の策定に要する調査経費を支援。

※バリアフリー法の改正により、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、従来のハード整備に加え、心のバリアフリーに関する特定事業（教育啓発特定事業）を創設。公共交通特定事業（ハード整備）と併せて教育啓発特定事業（ソフト対策）を基本構想に位置づけ、ハード・ソフト一体となったバリアフリー化を推進する市町村を支援。

地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化促進方針策定事業、基本構想策定事業）

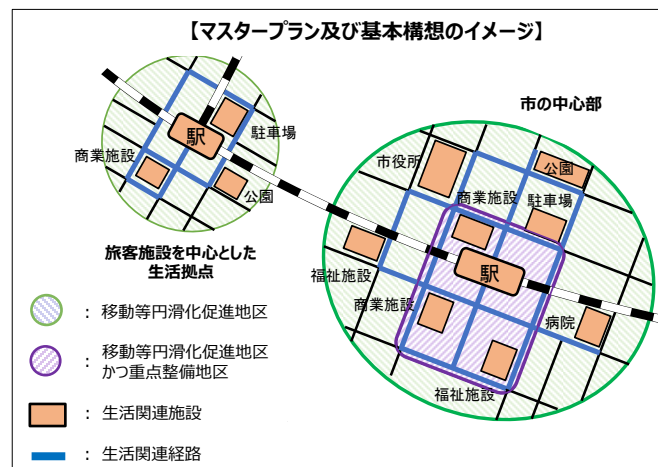
○補助対象者：市町村（ただし、バリアフリー法第24条の4第1項又は第26条第1項に規定する協議会の構成員）

○補助対象経費：地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想（※）の策定に必要な調査経費

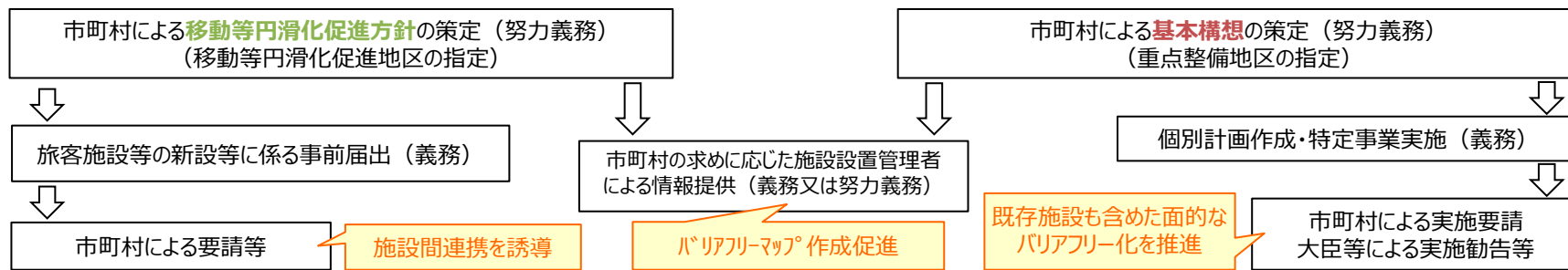
- ・ 協議会開催等の事務費
- ・ 住民・利用者アンケートの実施費用
- ・ 短期間の実証調査のための費用 等
- ・ 地域のデータの収集・分析の費用
- ・ 専門家の招聘費用

※基本構想については、公共交通特定事業（ホームドアの設置、ノンステップバスの導入等）に加え、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業（公共交通の利用疑似体験等）を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指すものに限る。

○補助率：1/2（上限500万円）



「移動等円滑化促進方針・基本構想制度の概要」



「参考資料」

- 『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』
- 『交付要綱・実施要領』

- ： http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html
- ： http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想を作成する自治体は、必要に応じて都道府県から必要な助言その他の援助を求められます。
- 都道府県は、市町村の境界を越えた面的なバリアフリー化の調整の仲介等や、他の市町村の作成事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援することが重要です。
- 特に基本構想を作成していない市町村や多様な障害者団体が存在しない小規模市町村に対しては、積極的な関与や都道府県の障害者団体を紹介する等の支援が望まれます。

＜市町村による移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想における都道府県の関与＞

○ 市町村が都道府県に期待する主な役割

- ・ 地方公共団体規模別の**先進事例の紹介**
 - ・ 基本構想等作成に関する**勉強会やセミナーの開催**
 - ・ 基本構想等の作成・見直し時の**財政・人的支援**
 - ・ 具体の事業を実施する際の**関係機関等との調整**
 - ・ 旅客施設が市町村境界に存する場合などの**広域的な見地からの調整**
 - ・ 協議会への参画
 - ・ 各施設設置管理者に対する**特定事業計画作成の働きかけ**
 - ・ 施設設置管理者としての**意見・協力**
 - ・ 県内市町村における**共通運用ルールなどのとりまとめ**
- 等
- (H30「基本構想作成における都道府県の関与の実態把握等に関するアンケート調査」(国土交通省)より)

管内市区町村の作成状況の提供 ＜千葉県＞

都道府県のホームページにおいて管内市町村の基本構想等の作成状況を提供しており、基本構想未作成の市町村等に対して、先進事例を提供する有効な手段となっている。

＜千葉県ホームページより＞



財政的支援＜東京都＞

東京都では、鉄道駅総合バリアフリー推進事業に要する経費の一部を補助する支援事業を行っており、本事業の中で、マスタープラン・基本構想の作成が補助対象となっている。

■ 移動等円滑化促進方針

補助対象者：バリアフリー法第24条の2に規定する移動等円滑化促進方針を策定する区市町村
 補助対象経費：促進方針の策定に必要な経費
 補助率：国1/2、都1/4、区市町村1/4

国	都	区市町村
地域公共交通確保維持改善事業費補助金 上限額：250万円（国費補助を受ける場合は、国費補助額の1/2以内）		

■ バリアフリー基本構想

補助対象者：バリアフリー法第25条に規定する基本構想を策定する区市町村
 補助対象経費：基本構想の策定に必要な経費
 ①補助率：(社会資本整備総合交付金の場合) 国1/3、都1/3、区市町村1/3

国	都	区市町村
②補助率：地域公共交通確保維持改善事業費補助金の場合 ⇒左記、移動等円滑化促進方針と同様		

市町村に対するバリアフリープロモートの実施

市町村が、「バリアフリー法」に基づき作成する、マスタープラン・基本構想の策定促進のため、市町村に対し策定に向けたプロモート活動を実施しています。

【活動状況】

平成30年度

- 福岡県田川市
- 福岡県飯塚市
- 佐賀県嬉野市
- 佐賀県多久市
- 佐賀県吉野ヶ里町
- 長崎県松浦市
- 大分県大分市
- 大分県別府市
- 大分県中津市
- 大分県臼杵市
- 大分県佐伯市
- 大分県津久見市

令和元年度

- 福岡県北九州市
- 福岡県新宮町
- 福岡県築上町
- 大分県別府市
- 大分県宇佐市
- 大分県佐伯市
- 宮崎県宮崎市

令和2年度

- 福岡県北九州市
- 福岡県太宰府市
- 福岡県久留米市
- 福岡県田川市
- 佐賀県佐賀市
- 長崎県佐世保市
- 熊本県玉名市
- 鹿児島県鹿児島市

令和3年度

- 福岡県田川市
- 佐賀県嬉野市
- 宮崎県串間市
- 宮崎県都城市
- 鹿児島県始良市
- 鹿児島県霧島市
- 鹿児島県日置市
- 鹿児島県奄美市
- 鹿児島県龍郷町
- 鹿児島県瀬戸内町
- 鹿児島県大和村
- 鹿児島県宇検村

令和4年度

- 福岡県春日市
- 福岡県宗像市
- 福岡県築上町
- 熊本県荒尾市
- 熊本県玉東町
- 鹿児島県奄美市
- 鹿児島県龍郷町
- 鹿児島県瀬戸内町
- 鹿児島県大和村
- 鹿児島県宇検村

令和5年度

- 福岡県大牟田市
- 福岡県太宰府市
- 福岡県うきは市
- 福岡県朝倉市
- 福岡県新宮町
- 福岡県遠賀町
- 福岡県須恵町
- 佐賀県佐賀市
- 佐賀県鳥栖市
- 長崎県諫早市
- 長崎県西海市
- 熊本県熊本市
- 熊本県美里町
- 大分県日出町

【令和6年度の活動について】

2025年度末の策定目標達成に向け、多くの市町村に対しプロモートが必要とされることから、九州では、オンラインを活用し、令和6年7月に下記8市町村に対してプロモートを実施した。

今後も、訪問及びオンラインを併用しながらプロモートを実施予定。

- 福岡県朝倉市
- 福岡県大牟田市
- 福岡県太宰府市
- 福岡県小郡市
- 福岡県赤村
- 佐賀県基山町
- 長崎県長崎市
- 長崎県諫早市

○エレベーターやホームドアの整備等、既存の施設を含む更なるハード対策、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



- **ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成**
- **一定規模以上の事業者※¹が、ハード・ソフト取組計画※²の作成・取組状況の報告・公表を行う**

※1 ①平均利用者数が3,000人以上/日である旅客施設を設置・管理する事業者

②輸送人員が100万人以上/年である事業者 等

※2 計画に盛り込むべき項目：施設整備、役務提供、旅客支援、情報提供、教育訓練、広報・啓発



【施設整備】



【役務提供】



【旅客支援】



【情報提供】



【教育訓練】



【広報・啓発】

ハード・ソフト取組計画に関する手続きの全体像

公共交通事業者等の判断基準

国土交通大臣が、以下を定めて公表。移動等円滑化の進展の状況等に応じて改定を行う。

達成すべき目標

移動等円滑化のために講ずべき措置

- ・施設及び車両等のハード基準への適合
- ・適切な役務の提供（ソフト対応）
- ・必要な乗降介助や誘導支援
- ・移動に必要な情報の提供
- ・職員に対する教育訓練
- ・適正利用推進のための広報啓発活動

目標達成のために併せて講ずべき措置

必要があると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**指導及び助言**

ハード・ソフト計画制度

※輸送人員数が相当数であること等の要件に該当する者のみ

公共交通事業者等が、毎年度、**計画作成**

- I 現状の課題及び中期的な対応方針
- II 移動等円滑化に関する措置
- III 移動等円滑化の促進のため II と併せて講ずべき措置
- IV 前年度計画書からの変更内容
- V 計画書の公表方法
- VI その他計画に関連する事項

公共交通事業者等が、毎年度、**定期報告**

- I 前年度のハード・ソフト取組計画の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況
 - (3) 報告書の公表方法 等
- II 旅客施設及び車両等の移動等円滑化の達成状況 等

公共交通事業者等が、毎年度、**公表**

移動等円滑化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**勧告**
(※旅客施設及び車両等に係る技術水準等の事情を勘案)

勧告に従わなかったとき

国土交通大臣が、**公表**

令和元年度より、一定規模以上の公共交通事業者等にとっては、バリアフリー法に基づき、毎年度ハード・ソフト両面の取組に関する「移動等円滑化取組計画書」を国に提出し、また当該計画書を公表することが義務づけられています。

■令和5年度計画書 作成義務事業者数(モード別)

モード別	事業者数
1.鉄道	71
2.軌道	26
3.乗合バス	131
4.バスターミナル	22
5.貸切バス	3
6.タクシー	60
7.旅客船	5
8.旅客船ターミナル	7
9.航空機	4
10.航空旅客ターミナル	17
合計	346

※各事業者の公表先を一覧でまとめております。

<事業者一覧ページ>

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000181.html

■作成義務事業者 モード別公表状況

〔鉄道事業者・軌道経営者〕

・九州旅客鉄道(株) ・西日本鉄道(株) ・福岡市交通局 ・北九州高速鉄道(株) ・筑豊電気鉄道(株) ・長崎電気軌道(株)
・熊本市交通局 ・鹿児島市交通局

〔乗合バス車両事業者〕

・西日本鉄道(株) ・西鉄バス北九州(株) ・北九州市交通局 ・西鉄バス久留米(株) ・西鉄バス筑豊(株)
・西鉄バス大牟田(株) ・西鉄バス宗像(株) ・西鉄バス二日市(株) ・佐賀市交通局 ・西鉄バス佐賀(株) ・長崎県交通局
・長崎自動車(株) ・九州産交バス(株) ・大分交通(株) ・鹿児島交通(株) ・鹿児島市交通局 ・南国交通(株)

〔バスターミナル事業者〕

・博多バスターミナル(株) ・福岡市 ・西日本鉄道(株) ・長崎自動車(株) ・南国交通(株)

〔タクシー事業者〕

・福岡西鉄タクシー(株) ・(株)姪浜タクシー ・福岡第一交通(株) ・北九州第一交通(株) ・鹿児島第一交通(株)

〔旅客船ターミナル事業者〕

・鹿児島県 ・鹿児島市船舶局

〔旅客船(一般定期航路事業者・旅客不定期航路事業者)〕

・鹿児島市船舶局

〔航空旅客ターミナル事業者〕

・長崎空港ビルディング(株) ・宮崎空港ビル(株) ・鹿児島空港ビルディング(株) ・福岡国際空港(株)

九州の最近の主な取組について

心のバリアフリー施策の推進（交通バリアフリー教室の開催）

高齢者や障害者等の介助体験、疑似体験等を通じて、バリアフリーについて理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を高め「心のバリアフリー」社会の実現を目指します。

●バリアフリー教室の開催（令和5年度 12回）

令和6年3月末現在

	開催年月日	開催場所	参加者等
1	令和5年09月15日	香椎小学校（福岡市）	小学4年生
2	令和5年10月03日	照葉北小学校（福岡市）	小学4年生
3	令和5年10月26日	西里小学校（熊本市）	小学4年生
4	令和5年11月02日	九州技術事務所（久留米市）	小学4年生（小森野小学校）
5	令和5年11月07日	照葉小学校（福岡市）	小学4年生
6	令和5年11月14日	穂波東小学校（飯塚市）	小学3年生
7	令和5年11月27日	大分小学校（飯塚市）	小学4年生
8	令和5年12月01日	別府国際観光港（別府市）	旅客航路事業者船員及び運航担当者等
9	令和5年12月06日	宮崎港（宮崎市）	旅客航路事業者船員及び運航担当者等
10	令和6年01月16日	日の里西小学校（宗像市）	小学4年生
11	令和6年01月22日	日の里東小学校（宗像市）	小学4年生
12	令和6年02月28日	椋本小学校（飯塚市）	小学4年生



（船中での車いす体験）



（視覚障害者疑似体験）



（盲導犬の訓練）



（バスを利用しての体験）

（参考）～過去3年の開催実績～

令和4年度 14回、令和3年度 6回、令和2年度 5回

令和5年度 バリアフリー教室の取組

- ・障害者への理解をより深めるため、障がい者の方々にバリアフリー教室へ参加してもらう（疑似体験講師、講話）。
- ・報道機関への事前公表をすることで、取材の機会を得てニュースに取り上げられることで取組み内容を広く周知。
- ・旅客船事業者職員等に対して、施設面だけではなく、「心のバリアフリー」の重要性を周知、理解に努めた。

ユニバーサルツーリズムの推進に向けた取組

- 観光地のバリアフリー化を推進し、潜在的な需要の大きい高齢者、障害者等の旅行需要喚起などユニバーサルツーリズムを推進するため、『九州ユニバーサルツーリズム広域ネットワーク連絡会』を設置。地域のバリアフリー旅行相談窓口として、**バリアフリーツアーセンター相互の情報共有、ネットワーク化**などを図る。

『九州ユニバーサルツーリズム広域ネットワーク連絡会』

- 構成員：九州運輸局及び九州各県のバリアフリーツアーセンター
 - 事務局：交通政策部バリアフリー推進課、観光部観光企画課
 - オブザーバー（任意参加）：各県の観光、福祉、交通、土木担当部署
 - 第1回 令和3年6月23日 ○ 第2回 令和4年3月17日
 - 第3回 令和5年3月14日 ○ 第4回 令和6年3月18日
- 国の施策紹介（本省バリアフリー課、観光庁）、有識者の講演、各センター等からの活動・取組報告 等



盲導犬ユーザーのイベント旅行の例



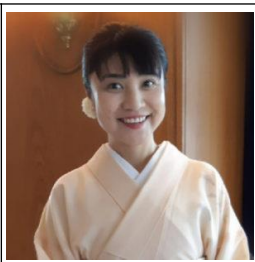
福岡空港しょうがい者・こうれい者観光案内所

<ファシリテーター>

国土交通省九州運輸・観光クリエイター

跡見学園女子大学兼任講師
(観光温泉学、観光取材学)

山崎 まゆみ

NHKラジオ深夜便・観光経済新聞・
SNS・雑誌などで取組について発信

バリアフリーツアーセンター名簿

令和6年3月31日時点

	団体名	役職	代表者
福岡	福岡空港しょうがい者・こうれい者観光案内所 福岡・九州UD情報センター	代表	親川 修
佐賀	佐賀嬉野バリアフリーツアーセンター	会長	小原 健史
長崎	NPO法人長崎バリアフリー推進協議会	理事長	安井 忠行
	長崎県ユニバーサルツーリズムセンター	代表	里見 浩則
熊本	くまもとユニバーサルツーリズムセンター NPO法人UDくまもと	理事長	矢ヶ部 孝志
大分	別府・大分バリアフリーツアーセンター	理事長	若杉 竜也
宮崎	宮崎ユニバーサルツーリズムセンター 公益財団法人宮崎県観光協会	会長	米良 充典
鹿児島	かごしまバリアフリーツアーセンター	代表	紙屋 久美子

令和5年度 九州におけるユニバーサルツーリズム推進のための実証事業 訪日クルーズ船寄港地を起点とした世界遺産を含む着地型UT対応商品造成に向けた検証

- ✓ 九州UT推進の新たな切り口として、クルーズ船は船内がバリアフリー化されておりユニバーサルツーリズム(UT)との親和性が高いうえ、九州への寄港も多いことから、訪日クルーズ船の本格再開を見据え、主要な寄港地におけるUTに対応した高付加価値な着地型商品の開発（モデルコース設定、モニターツアー実施）及び受入体制の整備について検討。
- ✓ 事業では、九州7県のクルーズ船寄港実績がある寄港地の7港を対象に9つのモデルコースを検討し、うち3港（博多港、長崎港、鹿児島港）に対してモニター検証及び受入体制整備について検討。
- ✓ 博多港、長崎港、鹿児島港については、検討結果からニュースレター及び360度動画を作成し、欧米豪の旅行会社50社へ情報発信をしてアンケート調査を行った。結果として着地型UT対応商品に対して興味及び販売の可能性があると回答を多くの旅行会社から得た。

事業実施地域における現状・課題

<現状>

- クルーズ客船は船内がバリアフリーであり、UTとの親和性が非常に高い一方、寄港地での着地型UT商品は少ない状況。

<課題>

- アジアからの訪日客が大部分を占める九州地域の観光を欧州市場、特に富裕層へ売込みと、アジアからのリピーターの獲得に向け、クルーズ船客の上陸観光における世界遺産を含むUT対応商品という新たな切り口で充実を目指す。

効果検証・事業評価

- ①各県主要寄港地におけるUTモデルコースの検討
 - 九州各県のバリアフリーツアーセンター（BFTC）とUT有識者と共に7港におけるUTモデルコースを作成。うち長崎と鹿児島はBFTCの意見を踏まえ2コースを作成、合計9コースにつき検討。
- ②クルーズ船寄港数が多い博多港、長崎港、鹿児島港の3港でのモデルコースにつきモニターツアーによる観光商品化へ向けた磨き上げ
 - 車いすモニターと外国人モニターでモデルコースを検証した結果、主に立ち寄り観光地での多言語化、車いすへのバリア対策、時間にゆとりある上陸観光といった点が課題として抽出された。
 - また、富裕層向けの昼食については、通訳案内士からクルーズ船内で十分食事をしているため、必ずしも豪華な食事を準備することが望ましいとは言えないというアドバイスがあった。
 - 一方、有識者による長崎のように坂道が多い地域でのUT観光へのアドバイスは、地域関係者にとって大いに参考となった。
- ③3港商品の360度動画、ニュースレターで欧米豪に旅行会社へ配信・検証
 - 3港の造成したツアーに対し、360度動画と世界遺産の概要をはじめとするトピックスを掲載したニュースレターを作成し、欧米豪の旅行会社50社へ情報発信を行った。
 - そのうち12社からアンケートの回答が届き、多くの旅行会社がツアーに興味を持ち、商品として取り扱う可能性があることがわかった。

今後の展開

- ツアーのトリフやニュースレターを整理しているが、販売に向けては、クルーズ船を扱う旅行会社、船社及びランドオペレーターなどの検討、調整が必要である。
- 中でも鹿児島港で取り入れた温泉介助付き入浴体験は、UT販売サービスとして存在するので、積極的な展開が望まれる。
- また長崎港で協力を得たタクシー事業者は、ツアーに興味を持ち、かつ観光商品を扱う部署があることから、商品化に向けた調整をすることが求められる。

事業概要

<事業主体>

九州運輸局、福岡空港しょうがい者・こわい者観光案内所、佐賀嬉野バリアフリーツアーセンター、長崎バリアフリー推進協議会、長崎県ユニバーサルツーリズムセンター、別府・大分バリアフリーツアーセンター、宮崎ユニバーサルツーリズムセンター、かこしまバリアフリーツアーセンター

<取組概要>

【事業内容】

- ①クルーズ船における車いす等利用の現状及びUTニーズ調査
 - ・旅行会社2社、船社1社、ランドオペレーター2社へ調査実施
 - ・クルーズ船旅行において車いす使用者は少数であるが必ずいるため、寄港地でのUT対応商品の必要が確認された。
- ②九州7県主要寄港地におけるモデルコースの検討
 - ・各県モデルコースの検討件数
博多港（1）、唐津港（1）、長崎港（2）、八代港（1）、別府港（1）、油津港（1）、鹿児島港（2）計9コース
- ③着地型UTモデルコースの造成及びモニターツアー実施によるコースの検証
- ④360度VR動画の作成
- ⑤ニュースレターの配信等によるニーズ検証
- ⑥関係者会議の開催
 - ・上記③～⑥は博多港、長崎港、鹿児島港の3港を対象に実施

【博多港】



モニター
ツアー

【長崎港】



ニュース
レター

【鹿児島港】



360度
動画



令和5年度 九州におけるユニバーサルツーリズム推進のための実証事業 車いす等をレンタルする際の手続ワンストップ化実現のためのプラットフォーム構築に向けた実証

- ✓ 九州におけるユニバーサルツーリズムをより一層推進するため、令和4年度に、九州各県のバリアフリーセンター（BFTC）等との連携のもと「どこでも車いす・ベビーカー実証事業」を実施し、旅行先での車いす・ベビーカーに対する高いニーズを確認したところであるが、①費用面、②各BFTCの受入体制等の持続可能性を踏まえた貸出・返却スキーム、③関係者間の連携のあり方、④手続のワンストップ化に向けたプラットフォームの構築が課題とされ、このうち、④の課題について実証事業を通して今後の展開・継続性等を検証した。
- ✓ プラットフォームを各BFTCと調整しつつ予約受付及び管理等をスマホやPCで可能とするシステムを構築して実証を行った結果、36件の申し込みがあり、車いす15件、ベビーカー21件の貸出実績となった。インバウンド等へはInstagramでの情報発信で約8万件のリーチ数を得たが、実証期間中の貸出は無かった。
- ✓ 利用者アンケートでは、システムや貸出サービスに対する満足度は非常に高く、実施したBFTCからもシステムの継続性についての意見が上がった。

事業実施地域における現状・課題

<現状>
九州各県のバリアフリーセンター（一部を除く）では、日頃より車いすやベビーカーのレンタルサービスを行っている。令和4年度に、イン・アウトで県が異なる広域周遊観光に対応できる「どこでも車いす・ベビーカー」実証事業を行ったが、現時点では本格運用に至っていない。

<課題>
九州各地での車いす等の乗り捨てサービスは費用面や受入体制面で課題があるが、解決に時間を要するため、まずは、バリアフリーセンター間の連携を支えるプラットフォームを構築し、九州域内のシームレスなサービスを展開する必要がある。

効果検証・事業評価

- 実証期間では、BFTCへの電話等によるレンタル予約もあったが、本事業は車いす等をレンタルする際の手続ワンストップ・プラットフォームの検証が目的であるため、システムによるデータをもとに検証した。
- 手続ワンストップ・プラットフォーム・システムにおいて、予約の際に入力する居住地や貸出用品を集計すると、36件の貸出・返却があった。その内訳はベビーカー21件、車いす15件。利用者の居住地は、九州域内が17名、関東居住者が12名、その他の地域が7名と広域な居住地の利用者が利用したとわかった。
- 利用者アンケートによると、システムの使いやすさは95%が「大変使いやすい」「使いやすい」と回答。今後の利用意向についても好評を得た。
- 本事業では、貸出と返却を同一BFTCとする仕組みで実施したが、利用者アンケートでは、他県で返却する必要があるが44%、必要がないが11%と必要とする意見が多く、その時の車いす等の送料負担についても受け入れる回答が多かった。このような回答から、費用負担、配送システムなどについて宅配事業者との連携を検討する必要があることがわかった。
- また、手続きワンストップ・プラットフォーム・システムの利用に対してポスターやチラシ、HP以外に、Instagramによる情報発信を行うことで延べ28日間（4言語×7日間）で総リーチ数が8万件と情報閲覧されていることがわかったが、継続的な情報発信でないとインバウンドも含めて予約受付まで結びつかないことがわかった。

今後の展開

- 本事業によるシステムの活用とSNSによる情報発信など継続的なプロモーションを通して、九州内のUT広域観光周遊を推進する必要がある。そのためには、8つのBFTCの横の連携をさらに強化することと、車いす等の貸出と返却をどこでもできる仕組みを構築する必要がある。

事業概要

<事業主体>
九州運輸局、福岡空港しょうがい者・こわい者観光案内所、佐賀嬉野バリアフリーセンター、長崎バリアフリー推進協議会、長崎県ユニバーサルツーリズムセンター、別府・大分バリアフリーセンター、宮崎ユニバーサルツーリズムセンター、かごしまバリアフリーセンター

<取組概要>
【事業内容】
①BFTCと連携したプラットフォーム・システムの構築
②「車いす・ベビーカーワンストップレンタルサービス」実施

	令和5年度 車いす・ベビーカー ワンストップレンタルサービス
①予約受付方式	車いす等貸出手続ワンストップ・プラットフォーム・システム
②貸出返却場所	福岡県 福岡空港 佐賀県 嬉野温泉バスセンター 長崎県 長崎駅周辺（デリバリー）・長崎空港 熊本県 熊本駅・熊本空港 大分県 別府駅 宮崎県 宮崎空港 鹿児島県 鹿児島中央駅・鹿児島空港・レンタカー会社
③レンタル方式	貸出BFTCに返却
④レンタル料金	各BFTCの料金（宮崎のみ無料） ※1日 500～1,100円
⑤実証期間	令和6年2月1日（木）～令和6年3月6日（水）

- <実績>
 ・各拠点での貸出・返却件数：福岡空港（6）、嬉野温泉バスセンター（2）、長崎駅（2）、長崎空港（1）、長崎デリバリー（3）、熊本駅（1）、別府駅（0）、宮崎空港（19）、鹿児島中央駅・鹿児島空港（2）
 ※鹿児島中央駅で貸出・鹿児島空港で返却が1件あり
 ・インバウンドの利用：0件
 ・県を跨いだ観光の利用：熊本貸出・熊本観光⇒宮崎観光⇒熊本返却（1件）
 福岡貸出・福岡観光⇒熊本観光⇒福岡返却（1件）



○すべての人が楽しんで公園を利用できるように、平成19年度から障害者関係団体、公園有識者の意見を取り入れつつ、ハード・ソフト両面でユニバーサルデザインの取組を継続・推進。
 ○引き続き、施設の再整備等の機会を捉え、トイレのユニバーサルデザイン化や昇降機の設置による動線のさらなるバリアフリー化を推進する予定。



■車いすでも遊べる大型複合遊具



■ユニバーサルデザイン化したトイレ(更新・改修)

■身障者専用駐車場22台設置



■移動支援器具の貸し出し

■介助研修による公園スタッフのサービススキル向上

■大芝生広場レストハウスの改修



授乳室

■障がい者団体等の意見を踏まえたプレイグラウンドの設置



■これからの主な取組(予定)

- ・駐車場から施設までの園路のさらなるバリアフリー化(エレベーター設置)
- ・既存トイレのバリアフリー化(継続)
- ・ユニバーサルデザイン遊具の設置

- ◆九州技術事務所では、構内にバリアフリー体験施設を整備しており、車いす体験・白杖体験・高齢者体験ができます。
- ◆小学校等から申し込みがあれば、バリアフリー体験教室を開催しています。
- ◆令和5年度は、運輸局と合同で、小学生対象の教室を開催し、盲導犬の講義も行いました。

施設概要

⑧ 階段と坂道



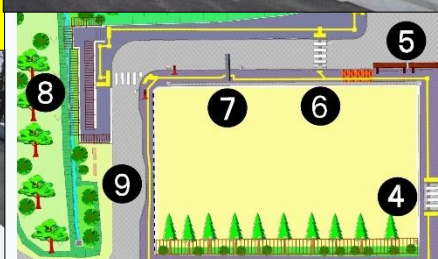
⑦ 障害物(電柱)



⑥ 障害物(ルート上の蓋)



⑨ 多種類の歩道幅と坂道



⑤ 視界の障害物(ガードレール)



② 多種類の段差の道路境界



④ スムース歩道とエスコートゾーン



① 多種類の明度の歩道



③ 波打った歩道



体験の様子



←【車いす体験】

↓【高齢者体験】



←【白杖体験】



歩行の種類

【盲導犬講義】

手杖歩行 杖歩行 杖杖歩行 杖杖杖歩行
 杖杖杖杖歩行 杖杖杖杖杖歩行 杖杖杖杖杖杖歩行
 杖杖杖杖杖杖杖歩行 杖杖杖杖杖杖杖杖歩行

「道の駅」におけるバリアフリー①（トイレ）

- 「道の駅」におけるバリアフリートイレ（身障者用トイレ）は、供用している直轄一体型「道の駅」34駅すべてに設置している。
- その内オストメイト施設付きのトイレは、供用している直轄一体型「道の駅」34駅中32駅で設置している。（約94%）



バリアフリートイレの入り口（「道の駅」くるめ）



オストメイト施設・子ども用施設付きトイレ（「道の駅」たるみずはまびら）



子ども用トイレ（「道の駅」都城NiQLL）



オストメイト施設付きトイレ（「道の駅」うれしの まるく）

「道の駅」におけるバリアフリー②（身障者用駐車場）

○「道の駅」におけるバリアフリー施設として、身障者用駐車場を供用している直轄一体型「道の駅」34駅すべてで設置している。身障者用駐車場設置や、施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化を推進している。



全景



利用状況



安全対策(バリカー)
 (「道の駅」うれしの まるく)



全景



路面標示



案内看板
 (「道の駅」都城NiQLL)

道路の移動等円滑化に関するガイドライン改定(R6.1.15)による取組

○視覚障害者の踏切道内での事故を受け改定したガイドラインを踏まえ、特定道路上等の踏切道を大臣指定し、バリアフリー化を推進

改定したガイドラインでの記載内容概要

第7章⑥ 踏切道 (項目を新設し、踏切道関係の記載を集約)

➤ 踏切道手前部の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法及び構造を規定

【視覚障害者誘導用ブロック・踏切道内誘導表示の設置】

- ・踏切道内には、踏切道内誘導表示を設ける。
(標準的な整備内容)
- ・踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の標準的な設置方法及び構造を規定。(右図参照)

※歩道等が無い又は有効幅員が狭い場合の踏切道での対策についてもコラムへ掲載。

【歩行者通行空間の確保及び路面等】

- ・視覚障害者誘導用ブロックと遮断かんの間の路面はゴムチップ舗装とすることが望ましい。
- ・踏切道内のカラー舗装及び車道外側線の設置等が望ましい。
- ・車両への注意喚起看板等の設置が望ましい。
(望ましい整備内容)



ゴムチップ舗装 カラー舗装 踏切道内の車道外側線 注意喚起看板

【実験結果概要】

・令和5年9月21日、10月3-5,12日に実施した評価実験を紹介

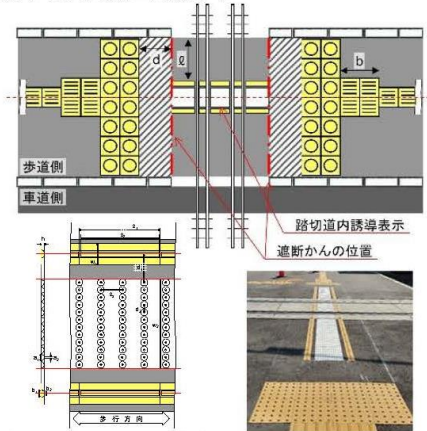
➤ コラム

- ・音に関する実証実験結果の紹介
- ・踏切道におけるバリアフリー対策の事例紹介等



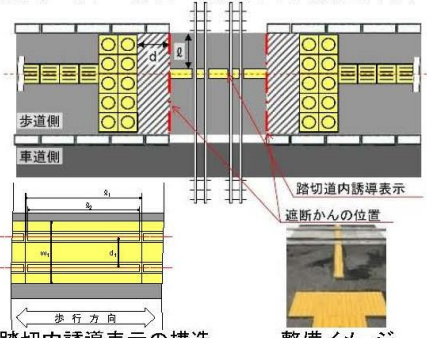
【標準的な設置方法及び構造】

①標準的な設置方法等



踏切内誘導表示の構造 整備イメージ

②幅員が狭い場合の標準的な設置方法等



踏切内誘導表示の構造 整備イメージ

◆踏切道改良協議会合同会議*等において、道路管理者、鉄道事業者、交通管理者に対し、ガイドライン改定を情報提供

福岡県	令和6年 1月22日
	令和6年 2月 7日
佐賀県	令和5年12月26日
熊本県	令和5年12月26日
鹿児島県	令和6年 1月22日

※ 事務局 九州地方整備局道路部、九州運輸局鉄道部、県、政令市

◆特定道路や地域ニーズのある道路と交差する踏切道を「改良すべき踏切道」として法指定し、必要な対策を推進

◆対策に対し、踏切道改良計画事業補助や防災・安全交付金等により支援



熊本県踏切道改良協議会合同会議(R5.12.26)